

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係地方自治
関係 (第二卷)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43881

(4) 神繩市長村長会の全国町村会加入関係



正
ア
局長

第五課長

南方

28/3/10
第1課

発金總第九六号

昭和二十八年三月六日

28.3.10
010

第一課長

港區芝西久保巴町三五番地

全國町村會長

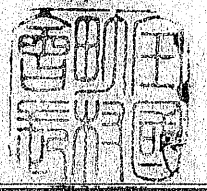
白

鳥

義

三

郎



外務省 庶細 局長 殿

記帳済

記帳済

A. J. O. O. 7-1

沖繩市町村長會の本會加入その他について伺い
本會は創立以來三十余年終戦迄は沖繩を含む全國四十七の都道府
県町村會を會員とする任意団体として地方自治振興發展のため
別紙の規約に基いて活動し今日に至りましたが今回全琉球市町村
長會長比嘉秀盛氏より本會に準會員として加入方申し入れがあり
本會においても之を容認することに致したいと存じますが全琉球
市町村長會、沖繩市町村長會を本會の準會員とすること及び加入

全國町村會

後に於ては相互間の文書の往復、本會發行機關紙の送附その他本
會會議に参加等國際上支障の有無を御回示下さるようお願いいたし
ます。

追而本會の規約、役員名簿並に機關紙を参考迄に添付致しました。

大分県... 日... 28/3/10

28/3/10

全国町村会規約

大正十一年二月十一日創立
昭和二十二年八月四日改組
昭和二十三年一月三十日改正
昭和二十四年三月八日改正
昭和二十四年八月二十日改正
昭和二十五年一月三十一日改正
昭和二十六年七月十日改正

第一条 本会は、全国町村会と称し、都道府県町村会又はこれに準ずる団体（以下單に都道府県町村会と称す）を以てこれを組織する。

第二条 本会は、事務局を東京都港区芝西久保巴町三十五番地に置く。

第三条 本会は、都道府県町村会の連絡協調を圖り、地方公共事務の円滑な運営と、地方自治の振興発展に寄與することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するため左の事項を実施する。

- 一、都道府県町村会との連絡上必要な各種會議の開催
- 二、地方自治の振興発展に関する調査研究並びに助言

三、機関誌その他自治に関する圖書の刊行頒布

四、町村事務に必要な各種資料の確保並びに斡旋

五、町村有物件の損害保障に関する特約施設

六、町村職員の教養並びに福利厚生に関する施設

七、その他目的達成上必要な事項

第五条 本会の會議は、總會・理事会及び常任理事会とする。

總會は、定期總會及び臨時總會とし、定期總會は毎年一回一月にこれを開き、臨時總會、理事会及び常任理事会は、会長において必要があると認められた場合にこれを開く。

第六条 總會、理事会及び常任理事会は、会長がこれを招集する。理事定数の四分の一以上から、會議に附議すべき事件を示して臨時總會又は理事会の招集の請求があるときは、会長がこれを招集しなければならぬ。

第七条 總會に出席すべき各都道府県町村会の代表者の定数は、これを三人とし、内一人は会長の職にある者を以てこれに充てる。

第八条 總會・理事会及び常任理事会の会議における議長の職務は、会長がこれを行う。但し、会長に故障がある場合は副会長がその職務を代理し、会長及び副会長ともに故障がある場合は、その会議に出席している者の中から仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行はせる。

第九条 總會・理事会及び常任理事会の会議は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。前項の会議の議事は、出席してゐる者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

但し、總會において投票を以て議決する場合は都道府県各一票とする。前項の場合においては、議長は、その構成員として議決に加わる權利を有しない。

第十条 本会に、会長・副会長三人、理事四十八人、常任理事十一

人、監事五人を置く。

会長及副会長は、都道府県町村会の長の中から總會においてこれを選挙する。この場合における投票は都道府県各一票とする。

理事は、都道府県町村会の長を以てこれに充てる。但し北海道にありては三人とし、うち一人は長の職にあるもの、二人は町村長の職にあるものとする。

常任理事は別記の各地区より関東及び九州にありては二人ずつその他の地区にありては一人ずつ、当該地区内の理事の中からこれを互選する。

監事は理事の中からこれを互選する。

第十一条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に故障があるときその職務を代理する。

理事は理事会において總會に提出する議案を審議するとともに会長の諮詢に應じ、重要会務に參與する。

常任理事は、会長の諮問に應ずる外、常時会務に參與する。
監事は、会計を監査し、理事、常任理事及び監事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十二条 会長、副会長、常任理事及び監事の任期は、二年とする。

前項の任期は、選挙の日からこれを起算する。但し、前任者の任期満了の前日に選挙を行つた場合においては、前任者の任期満了の日の翌日から、これを起算する。

前任者の任期満了の日後に選挙を行う場合においては、前任者は、後任者の就任するまでなお在任する。

補欠により、会長、副会長、常任理事又は監事となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条 役員はすべて無報酬とする。但し、必要に應じ実費を弁償することが出来る。

第十四条 本会に事務局長一人、参事、主事、書記各若干人を置き会

長がこれを任免する。

事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を整理する。

参事は、事務局長の命を受け、事務を司る。

主事及び書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第十五条 本会に政務調査会を置く。

政務調査会の組織、運営等に関する事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

第十六条 本会に、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、会長がこれを選任する。

専門委員は、会長の委託を受け、必要な事項を調査する。

第十七条 本会に、顧問、相談役及び參與を置くことができる。

顧問及び相談役は、会長の推薦により總會の議決を経てこれを委嘱する。

參與は、会長の推薦により理事会の議決を経てこれを委嘱する。

第十八条 本会の経費は、会費・補助金・寄附金その他の収入を以てこれを支弁する。

会費は、都道府県町村会の負担とし、その金額及び分賦方法等は、毎年度予算でこれを定める。

第十九条 本会の毎年度歳入歳出予算は、会長がこれを調整し、年度開始前に理事会の議決を経て、總會に報告しなければならない。

本会の会計年度は、政府の会計年度による。

第二十条 本会の決算は、会長がこれを理事会の認定に附し、總會に報告しなければならない。

第二十一条 この規約は、總會の議決を経なければ、これを変更することができない。但し、總會の議決により、これを理事会に委任することができる。

第二十二条 この規約の施行に關し必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

この規約は、昭和二十二年八月四日からこれを施行する。

この規約施行の際現に全国町村長会の所有する一切の権利義務は、現状のままこれを全国町村会に引継ぐものとする。

この規約施行の際現に全国町村長会の会長、副会長、理事、事務局長、参事、主事、書記その他の職に在る者は、この規約により全国町村会の会長、副会長、理事、事務局長、参事、主事、書記その他の相当職に選挙又は任命されたものとなし、任期があるものについては、その任期は、従前の全国町村長会会則による選挙又は就任の日からこれを起算する。

別記

地区別

地区名	所属都道府県
関東	東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨
東海	三重、愛知、静岡、岐阜
東北	宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田
近畿	京都、大阪、奈良、滋賀、和歌山、兵庫
北信	新潟、長野、福井、石川、富山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島
北海道	北海道

自治特報

第155号 外行 雄
自治公論号 發行 雄
昭和23年3月2日 今 吉 雄
編輯 衆人
發行所 全国町村会
東京都千代田区外神田3-5-15

主要目次

本会の実行運動総論	(一)
来年年度平衡交付金見込額	(二)
補正予算に伴う起債額	(三)
国保予算編成方針	(四)
国保手続簡便化	(五)
給与改訂に伴う恩給措置	(六)
資料：欧州各国の教育行政	(七)

藉すに時日をもつてせよ 今少しの辛棒をと三木自由党総務会長 激しく続く本会の波状攻撃

全国町村会では市町村教育委を諮問機関とすべく猛運動を行つておる事は既に一五三号以来引続き所報の通りであるが更にその後の経過は左の如くである。

第十三報・十四日

一、実行運動班 中国、四国
朝洞会長(徳島) 森田会長(高知) 中塚会長(香川) 兵頭会長(愛媛) 森本会長(山口) 杉山副会長(山口) 徳長会長(岡山) 荒川会長(広島) 細川副会長(広島) 木佐会長(鳥根) 島田局長(鳥根) 小高会長(鳥取)

二、面接者

自由党
瀬尾 弘吉(八、予選)
長野 長 瓜(文部)
永野 鶴、子
重政 誠之(芳、予)
三木 武吉(総務会長)

三、状況

前日に引続き一般的な陳情を実施、最後に三木総務会長と面会、重政議員の同席を得て種々懇談した結果、三木氏より昨十三日の党総務会の大体的結論であるとして次の言明があった。

も言つてゐるが、今のところ二十日までに準備した法案を提出するが、既に準備した案も半分近くは整理する慎重さであつて、政策的には現在扱ひ得ない、御意見は理屈は通つてゐるし我々も解決する気持であるから僅かの辛棒をしてほしい。なお、それにしても現状でも何とか緩和する方法を考えよ、ということになつてはいるが今は負担法案を成立させることに精一杯が実情である。これは党全体の意図であり政府も亦同様である。

第十四報・十六日

一、運動班 東京都代表
北多摩郡久留米村長 番場嘉隆、西多摩郡三田村長 谷直太郎、南多摩郡鶴川村長 金子良助

二、面接者

自由党 大久保留次郎
谷川 昇
改進黨 並木 芳雄
進歩 笹森 順造
社会党(右) 門司 高

三、要旨

1. 自由党
過日米理日に亘る苛烈なる陳情によりよく了解してある。

と云われたが重ねて一刻も猶予する暇には行かないから此の際、早急な陳情の通り実現方を強硬に申し入れた処能り限り盡力する旨を確約した尙政務調査会でも毎日本問題を討議してゐるが本日午後更に協議することになつておるので文部省や政務調査会の文教委員の方にもよく了解を得ておく方が有利である。

2. 改進黨

皆さんの真剣なる運動には皆員も全く感服しており御趣旨の存在の所は全員に深く徹底してある。

3. 社会党(右)

教育委員の任期中これを変更して委員会制度を廃止するか或は委員会を存して昔の学務委員制のようなものにし市町村の任意とするなど只今検討中である。尚學者とも十分協議を重ね何んとか便法を考究して見たい。

第十五報・十七日

一、実行運動班 茨城、長野
茨城県町村会会長 関井仁、茨城県西茨城郡町村会副会長 根本政太郎、茨城県北相馬郡町村会副会長 岡田下、長野県町村会副会長 長坂岩友栄、長野県町村会副会長 上原吉之助

二、面接者

自由党
前尾 繁三郎

丹羽 登四郎
本 武太夫
小沢 佐重喜
廣 川 弘輝
小坂 善太郎
佐 藤 栄作
橋本 富三郎
赤城 宗徳
植原 悦二郎

① 前尾三郎氏(自由)
「諮問機関の問題は次の段階のものとして考慮している。野党の出方もあり、この度は見送りという意見が強い。というのは全額国庫負担の問題とからんで行くと中央集権的だと言われるからである。義務教育費法案を提出して、それが片づけば諮問機関という要求も実現すると考えられる」

② 丹羽登四郎氏(自由)の意見も前尾三郎氏と同様であった。
「政調会長本武太夫氏(自由)は「御要望はもつとよい意見と考える。唯教育委員会法が、いり工合に決定したが、とにかく今後の大きい問題である。併し野党の態度は諮問機関で決定して、全額国庫負担法を原案通り国会へ提出することになったので教育委員会を諮問機関にするか否かは将来の問題として解決することになる。いつか、今直ちに諮問機関にするか否かを申し上げることが出来ない。町村長の方々の御事情はよく了解している」

③ 小沢佐重喜氏(自由)
「諮問機関にするのは時期の問題であつて、この度一筆にそこもつてゆくことは無理である」
④ 廣川弘輝氏(自由)
「ゆく／＼はあなたの方の意見通りになると思う。御要望の点はよく了解している」

⑤ 小坂善太郎氏(自由)
「義務教育費全額国庫負担法案を提出することは決定したが、教育委員会の方は現状のままでよい、ということとは決定していない。私個人のお考えとしては法的に見てこれが行政機構をもつことは遺憾ではないかとの疑問を抱いている。教員は政治的には中立であるべきである。定員定額の問題については現状より低下しないよう努力する。とにかく諮問機関の問題は今のところ影が薄いと見られる」

⑥ 橋本富三郎氏(自由)
「全額国庫負担法案を提出することに決定したが、これは教職員の給与が主なのであつて市町村の六・三制施設については関係ない。併し何れにしてもその財源措置を講ぜねばならないので今後その方向に即ち措置が別途行はれるであろう。諮問機関にすることは結構だと考える。又そうなつて行くべきである」

⑦ 赤城宗徳氏(自由)
「教育委員会を諮問機関にするか否かは今のところ未定であつて觸れていない。教育委員会関係の人々も陳情に来て少くとも市には存置すべきであるという意見であつた。党内一般の空気は廃止又は諮問機関といふに在るようだ。何れにしても全額国庫負担の問題そのものが危いのであまり教育委員会の問題をつぎたさないやうな空気があつた」

⑧ 植原悦二郎氏(自由)
「教育委員会設置に対しては前々から私は一貫して廃止を主張したが解散の結果どういふ困つたことになつた。何れにしても廃止すべきものであるが、今直ちにやうするとは出来ない。これを諮問機関にしても無意味である。国庫負担法が通過すれば教育委員会の機能は崩上の形となり、近しい中に処置されるようになるであらう」

第十六報・十八日

一、実行運動班「千葉」
千葉県町村会長白鳥善三郎、市原町町会長長谷川益次郎、印旛郡町村会長山崎時次郎、県町村会事務局次長長妻惣一

二、面接者
自由党 竹 尾 式(衆文)
" 坂田 道太(自)

社会党 岡本 健 祐(参地)
" 吉川 兼 光(衆参)

三、概 要
主として衆議院文部委員に重点を置いて竹尾、坂田両代議士と長時間に亘り懇談、意見交換を行つたが竹尾議員の説明次のおり、

「我々としては町村長の意圖は尊重する建前であり、事を運んできており問題は時期如何となりつつある内容としてはむしろ廃止の方向にあるが、学務委員のなるものによる運営を考へていくが目前の政治状態から公表し得る域にはない。党三役も大

体論承しており文部大臣も承知している模様で今後とくに障害はないと思ふ。事態をこまもつてきた町村長の熱意に敬意を表する」
「従来より衆議院文部委員会としては必ずしも本問題について積極的でないような危懼を抱いており是非積極的に実現方を推進されたい」と重ねて要請

とくに同席の坂田議員に対しては現況が地方の実情に即しない事情を具体的に説明し、積極的の同調を要請した。

第十七報・十九日

一、実行運動班 群馬県
群馬県副会長佐藤力、群馬郡会長小野里房治、甘楽郡会長百瀬千波

二、面接者
自由党 本 武太夫
" 北 吟 吉
" 中曾 根 康 弘

三、要 旨
1 自由党
連日亘る御熱心なる陳情の趣旨はよく了解している。ただ自由党としては実現するに時を待ちたいといふ一たん出来た制度であるから今すぐ諮問機関にするには政治状況上よつと無理ではないかと思ふ。

2 改進黨
町村長皆様の御要望は充分考慮する要望の御趣旨は承知している。善処したい。

先議要望

野党共同提案
改進黨、左右両派の野党三派は二月十七日午後二時から国会対策委員長会議を開き、教育委員会法の一部改正案を共同提案することにした。

野党側としてはこの法案を先議して政府提出の義務教育費全額国庫負担法案を審議終了に終らせる方針である。その内容は、
一、市町村教育委員会は任意設置制とする。
二、教員の人事権は府県の教育委員会に置く。
三、教員の身分は市町村に置き地方公

週間の動き (自二月二十六日 至三月二日)

政治

二月十七日
衆議院予備委員会は十七日警察法改正問題の審議から、野党側が警察法改正によつて予算案が重大な修正を受けるが、警察法改正の審議時期を明らかにしなければ予算の審議を中止する旨の野党三派の声明を発表した。

二月十七日
政府は十七日の閣議で「義務教育費全額国庫負担法」を正式決定した。

二月十八日
外務省は十八日、第一大邦九船員射殺事件について、韓国代表部に対し責任者の処罰などを要求すると共に特に「今後の日韓関係に好ましくない影響を与える」との、含みをもつた強硬な抗議書を出した。

來年度平衡交付金見込額

市町村基準財政需要増加額六・五%

自治庁では昭和二十八年度地方財政計画の策定に伴い去る十六日、府県地方課長会議を開催、別表の通り二十八年度見込単位費用を通知すると共に市町村の予算編成に当つて平衡交付金の過大計上を行わないよう左記留意事項を示達した。

一、昭和二十八年度の見込基準財政需要額は、昭和二十七年分の基準財政需要額に比し概ね八・五%程度の増加が見込まれるのであるが、義務教育費全額国庫負担法の実施により市町村小学校校費及び中学校校費の基準財政需要額の九%程度の減額が予想されるので、この結果基準財政需要額の増加見込額は昭和二十七年分より比し六・五%程度に止まるとなること。

二、市町村において昭和二十八年度見込基準財政需要額を算定するに当つては左の事項に注意すること。
見込補正後教員測定単位の見込額は、昭和二十七年分算定の見込係数算定方法と同じ方法で算定した見込補正係数で補正するものとする。なおこの際、見込補正係数算定に用いる種地は、昭和二十七年分における当該市町村の種地をそのまゝ用いるものとする。

三、港湾費、社会福祉費及び衛生費については測定単位が昭和二十八年分

第十六報・十八日

千葉県町村会長白鳥三郎、市原郡町村会長鈴木益太郎、印旛郡町村会長山崎時次郎、県町村会事務局次長長妻徳一

先議要望

野党共同提案
改選、左右両派の野党三派は二月十七日午後二時から国会対策委員長会議を開き、教育委員会法の一部改正案を共同提案することに決めた。

来年度平衡交付金見込額

市町村基準財政需要増加額六・五%

自治庁では昭和二十八年地方財政計画の策定に伴い去る十六日、府県地方課長会議を開催、別表の通り二十八年度見込単位費用を通知すると共に市町村の予算編成に当って平衡交付金の過大計上を行わないよう左記留意事項を示達した。

町村の予算編成に当って平衡交付金の過大計上を行わないよう左記留意事項を示達した。
一、昭和二十八年の見込基準財政需要額は別表見込単位費用に当該年度の測定単位の見込補正後数値を乗じては昭和二十八年の見込基準財政需要額は、昭和二十七年の基準財政需要額に比し概ね八・五%程度の増加が見込まれるのであるが、義務教育教材費国庫負担制度の実施により市町村分小学校費及び中学校費の基準財政需要額の九%程度の減額が予想されるので、この結果基準財政需要額の増加見込額は昭和二十七年に比し六・五%程度に止まるとなること。

週間の動き (至二月二十六日)

政治

二月十七日
衆院予算委員会は十七日警察法改正問題の審議からんで、野党側が警察法改正によって予算案が重大な修正を受けるが、警察法改正の実施時期を明らかにしなければ予算の審議を中止する旨の野党三派の声明を発表した。

二月十七日
政府は十七日の閣議で「義務教育学校職員法案」を正式決定した。

二月十八日
外務省は十八日、第一大邦九船員射殺事件について、韓国代表部に対し責任者の処罰などを要求すると共に「今後の日韓関係に好ましくない影響を与える」との、含みをもった強硬な抗議書を出した。

二月二十日
重光改進黨總裁は二十日京都府で記者会見を行い、当面の政局について①政府は法案提出の不用意を率直に認めるべきだ②政府の意図する警察法改正案は警察国家の再現である③改進黨は内閣不信任案を今国会に提出する④メレス國務長官が来日しても直ちに具体的な再準備要請は行わないであろう、などの所信を語った。

経済

二月二十一日
陸安の安定帯価格関係各省および業界代表の協議の結果、一俵当り九三〇円八七〇円を八五五円八二五円に引下げることに決定した。

二月二十一日
政府は二十一日の臨時閣議で独禁法の改正要綱を決定した。

社会

二月十六日
中共に在る邦人の引揚問題で北京滯

海外

二月十七日
アイゼンハワー米大統領は十七日大統領就任以来初の記者会見を行い「①ヤルタ協定のような秘密條項を全面的に廃棄することは考えていない②中共封鎖は未だ考慮中である③等の八項目に亘って所信を明らかにした。

二月十八日
ネール・インド首相は十八日議会でアイゼンハワー米大統領という名は出さなかつたが、「世界の緊張が高まっているときに軍の指導者が政府の最高地位に就くことは危険である」と述べた。

二月二十日
アイゼンハワー米大統領は二十日議会对し「第二次大戦中に成立した国際協定を了解事項の中で、自由諸国民を奴隷化するのを願って曲解した解釈や適用を米議会は大統領と共に一さい認めない旨宣言するよ

八国庫負担、十分の一都道府県負担が行われるものとして算定されるものであること。

二、見込基準財政収入額は地方財政計画上の地方税収入見込額を参考として算定した当該地方団体の税収入見込額の十分の七に相当する額とする。なお、市町村の税収入見込額は地方財政計画昭和二十七年年度比の増減におおむね四、八六四百万円の増減が見込まれており、特に耕地の平均価格において大都市三〇%、都市一五%、町一〇%、村五%の増加が見込まれる等、税収入の増減が期待されておるものであるから、基準財政収入額の見込に当りても充分これらの点を考慮する必要があること。

三、普通交付金の見込額は、調整率が四%（昭和二十七年年度においては一、九二%）を超過する場合は七割、それ以下の場合は見込基準財政収入額を控除した額以下に定めることとする。

四、特別交付金については予算に計上しないことが望ましいが、仮に計上するとしても交付金額が八百億円となつたことと併し特別交付金の総額も昭和二十七年年度一六億四千万円、昭和二十八年年度は六四億四千万円となるものであるから、過大な見積りを行わないよう特に注意すること。

補正予算に伴う起債枠

府県九五億・市町村二五億

廿七年度補正予算による地方債枠一〇〇億は府県分九五億、市町村分二五億（一般補助事業一七億、災害復旧事業八億）と決定したが内容次の通り。

一、一般補助事業一七億は五大市分として五億四千万を充当している。一般市町村分は二億、内訳は補正予算に伴う地方負担額を全額（国内体育場、農地改良補助等）、残額を従来の公共事業に充当、配分は市については各府県に多少財政力の差を考慮し、府収入の三〇%と地方負担額の比率を求めて最低三四%から六五%までの充当率とし、町村においては補正予算に伴うものは同様全額充当、その他は平均充当率を出して府県毎に配分し、個々の査定は県の裁量とした。なお災害復旧事業は年度予算編成方針に基づいて厚生省では左の通達を發した。

国保予算編成方針

二十一年度の国民健康保険法の改正による国民健康保険法の改正は、二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」は、二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」の交付について、通知したとおり、目下国会において審議中であるが、差当り右法律案により貸付金の見込額を算出し、その額を市、町、村については市（町村）債の額に組合（社団法人）にあつては組合債の額にそれぞれ計上すること。

三、助成交付金の交付にかかわらず前記一、二の目的達成のため、原則として保険料（税）の引下げは行わないこと。

一、昭和二十七年五月廿日法律第四十四号の二の目的達成のため、原則として二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」は、二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」の交付について、通知したとおり、目下国会において審議中であるが、差当り右法律案により貸付金の見込額を算出し、その額を市、町、村については市（町村）債の額に組合（社団法人）にあつては組合債の額にそれぞれ計上すること。

二、助成、補助等の法定外給付については、廿八年度においては一応従来どおりとし、保険者の財政力に際し逐次改善せしめること。

一、特別事項
① 助成交付金について
廿八年度においては二月十六日厚生省発第第三号「昭和廿八年度における国民健康保険助成交付金交付要綱」で通知したとおり、各保険者に対し廿七年度における振替給付費のおおむね五ないし三〇%相当する額が助成交付金として交付される予定であるので、右要綱の各算定方式によりその交付見込額を算定し、その額を前記昭和廿六年六月十四日保発第四七号通知別表（一）「算科目の概目」「事業費」中「歳入」の「第六款国庫支出金」「第一項国庫補助金」の「目」の「何補助金」の欄に「振替給付費」として計上すること。

二、昭和二十七年五月廿日法律第四十四号の二の目的達成のため、原則として二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」は、二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」の交付について、通知したとおり、目下国会において審議中であるが、差当り右法律案により貸付金の見込額を算出し、その額を市、町、村については市（町村）債の額に組合（社団法人）にあつては組合債の額にそれぞれ計上すること。

三、昭和二十七年五月廿日法律第四十四号の二の目的達成のため、原則として二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」は、二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」の交付について、通知したとおり、目下国会において審議中であるが、差当り右法律案により貸付金の見込額を算出し、その額を市、町、村については市（町村）債の額に組合（社団法人）にあつては組合債の額にそれぞれ計上すること。

四、昭和二十七年五月廿日法律第四十四号の二の目的達成のため、原則として二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」は、二月十七日法律第二五号「国民健康保険法再編整備準備金交付法の一部を改正する法律案」の交付について、通知したとおり、目下国会において審議中であるが、差当り右法律案により貸付金の見込額を算出し、その額を市、町、村については市（町村）債の額に組合（社団法人）にあつては組合債の額にそれぞれ計上すること。

昭和28年度単位費用見込額 (28.2.16)

行 政 項 目	測 定 単 位	昭和27年度		昭和28年度		増 加 率 %
		円 額	人 口	円 額	人 口	
警察	人	283.72	144.20	277.50	153.00	5.2
消防	人	144.20	4.65	153.00	4.78	6.1
道	人	4.65	69.60	4.78	69.60	2.8
市	人	69.60	16.77	17.24	17.24	2.8
町	人	16.77	6.20	6.29	6.29	1.5
村	人	6.20	6.23	8.80	8.80	41.0
その他土木費	人	6.23	46.153.00	31.339.00	432.1	432.1
小 学 校 費	人	46.153.00	699.00	778.00	11.1	11.1
中 学 校 費	人	699.00	23,307.00	95,994.00	11.2	11.2
高 等 学 校 費	人	23,307.00	85,658.00	91,643.00	7.0	7.0
その他教育費	人	85,658.00	965.00	1,056.00	7.4	7.4
社会福祉費	人	965.00	32,170.00	34,863.00	4.8	4.8
衛生費	人	32,170.00	125,258.00	131,243.00	5.9	5.9
労働費	人	125,258.00	7,368.00	7,500.00	16.4	16.4
その他教育費	人	7,368.00	65.57	76.33	10.5	10.5
児童福祉費	人	65.57	40.50	44.70	10.5	10.5
児童福祉施設入所者数	人	40.50	11,552.00	1,362.00	453.2	453.2
被生児保護者数	人	11,552.00	2,981.00	2,973.00	2.0	2.0
失業率	%	2,981.00	98.35	103.30	5.0	5.0
被災地の人口	人	98.35	5,885.00	6,050.00	6.4	6.4
被災者の人口	人	5,885.00	3,268.00	3,540.00	7.7	7.7
戸数	戸	3,268.00	116.00	126.00	8.6	8.6
戸数	戸	116.00	7.00	7.00	0.0	0.0
戸数	戸	7.00	95.20	95.02	3.0	3.0
戸数	戸	95.20	11.61	11.96	3.0	3.0
戸数	戸	11.61	63.11	54.52	13.6	13.6
戸数	戸	63.11	358.55	396.39	10.5	10.5
戸数	戸	358.55	95	95	0.0	0.0

内発生の一〇〇%を充当するものとして八億を計上したが実際は十億見込となるので差額は府県分より廻す予定。以上で本年度起債枠は全部完了したわけであるが、今後不要額の出た場合は火災等臨時災害のものを充当する方針である。

一、給付内容を健康保険と同程度までに充実するとともに、一部負担金の負担割合は五割以下とする。二、廿八年度の收支においては赤字を生じない整理を行うこと。

六年六月十四日保発第四七号通知別表（一）「算科目の概目」「事業費」中「歳出」の部「第二款保険給付費」「第一項療養費」「第二項療養給付費」「第三項療養費」に含め計上すること。

政収入額を算定した見込額を財...

補正予算に伴う起債枠 府県九五億・市町村二五億

廿七年度補正予算による地方債枠一...

国保予算編成方針

二十八年度の国民健康保険の...

Table with 4 columns: 種別, 人口数, 世帯数, 世帯員数. Rows include 全世帯, 世帯員, etc.

三、助成交付金の交付にかかわらず...

昭和廿七年五月廿日法律第四十四...

六年六月十四日保発第四七号通知...

地方の特殊事情により「療養費...

一、特別事項 ① 助成交付金について...

② 国民健康保険再建整備資金貸付金...

③ 保険給付額について...

④ 保険料(税)について...

海外トピック

バルカン三国同盟 トルコ、ギリシャ、ユー...

たのびつ油「封じ込め」は早くゆか...

安価で便利!! 町村関係者の宿泊は...

全国町村会宿泊部を 御利用下さい

全国町村会宿泊部 東京都港区西久保巴町三五...

保険料を測定するよう特に留意すること。

① 一般会計繰入金について

1 一般会計繰入金については、交付金の交付をもって廿八年度以降においては従前の額に比しこれを減額しようとする傾向があるように見受けられるが、この助成交付金の目的は前記のとおりであり、被保険者または保険者の従前の負担額の軽減をはかろうとするものではないので、原則的には少くとも廿七年度と同額程度を計上し、かつ実際に繰入を行うよう指導すること。

② 財源の大部分を一般会計繰入金により事業を運営し、保険料(税)の賦課徴収をほとんど行っていない保険者については、社会保険の原則にも反するので、保険料の額を一般会計繰入金より多額に計上するよう指導すること。

③ 一部負担金について

一部負担金についてはその割合は五割以下とし、その徴収方法はやむをえない事情のある保険者を除くほかは原則として「窓口徴収」を「保険者徴収」に改めることとし、この線にそつた予算の編成を行うよう指導すること。

二、一般事項

① 歳入予算

1 事務費 (イ)事務費については一般行政において人員整理が行われており、事務費の節約が強く要請されている現状にかんがみ、必要以上の額を歳入することのないよう十分指導すること。

給与改訂に伴う恩給措置(通達)

当分改訂は行わない

新ベースに伴う町村職員恩給の取扱措置について自治庁では、この種国家公務員の給与改訂に伴う恩給の取扱が恩給法改正により実施されるに至つたので本改正の趣旨を適用することとなり次の如き通達を各関係機関に出した。

- 地自行公発第二八号
昭和二十八年二月十三日
自治庁行政部公務員課長
都道府県 事務局長
都道府県人事委員会事務局長
都道府県町村職員恩給組合長
給与の改訂に伴う恩給の取扱について
一般職の職員給与に関する法律の

(ロ)事務費(国庫補助金)は被保険者一人当たり六十円を限度として計上すること。

② 歳出予算

市役所(役場)費または事務諸費 昭和廿七年度の予算編成のさい指示した事項でいまだ主旨不徹底の感みもあり、国民健康保険の事務に従事する職員(人件費、物件費等)を一般会計から負担している保険者も見受けられるが、このような場合はその経費は正当に国民健康保険特別会計の歳出に計上し、その額に見合ふ額を一般会計から繰入金として、特別会計の歳入に計上すること。

③ 保健施設費(国庫補助金)

有資格保健婦一人当り年間給与九万三千円および旅費額五千円、計九万八千円の三分の一相当額三万二千六百六十四円を計上すること。

④ 市町村交付金

本年度より早く切迫した今月十日林野庁より国有林野所在地市町村交付金につき左の通達が発せられた。昭和二十七年国有林野所在地市町村交付金は別表によつて交付された。なお本年度の配分については、年度期末も切迫しているため市町村よりの本年度申請額を基準とする方法によらず昨年度実績を基準として配分することとした。

また配分については適正な基準を定めるとともに申請書により正規の手続きによられた。

災害復旧事業費配分額決る

建設省では十日、二十七年発生災害復旧事業費国庫負担額約十三億円の各都道府県別配分(市町村分を含む)を左の通り決定した。これはさる一月二十三日の閣議で決定し、第一次準備費約二十二億円のうち河川、道路、橋梁、砂防等の災害復旧費で、二十七年の最終分である。(単位百万円)

Table with 2 columns: 交付金交付 交付金額 (面額(町)) and 交付金額. Rows include 北海道, 青森, 秋田, 岩手, 宮城, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 和歌山, 奈良, 徳島, 香川, 高松, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄.

山形 二二二
福島 二二二
茨城 二二二
栃木 二二二
群馬 二二二
埼玉 二二二
千葉 二二二
東京 二二二
神奈川 二二二
新潟 二二二
富山 二二二
石川 二二二
福井 二二二
岐阜 二二二
愛知 二二二
三重 二二二
滋賀 二二二
京都 二二二
大阪 二二二
和歌山 二二二
奈良 二二二
徳島 二二二
香川 二二二
高松 二二二
愛媛 二二二
高知 二二二
福岡 二二二
佐賀 二二二
熊本 二二二
大分 二二二
宮崎 二二二
鹿児島 二二二
沖縄 二二二

歴史的背景
一、ロシアにおける近代的教育制度の礎石を置いたのも、またポートル大帝である。
二、しかし朝鮮人については、従来からの特典の事情もあるもので適当に考へる。
三、日韓友好の精神に基き、なるべく便宜を供することを目指すこと。
四、教育委員会は朝鮮人の保護者からその子女を義務教育学校に就学させたい旨の申出があつた場合には、日本の法令を厳守することを条件として、就学させるべき学校の校長の意見を徴したりして、事情の許すかぎりなお従前どおり入学を許可すること。

欧州各国の教育行政(下)
(参議院地方行政委員会専門調査提供)
一、首都に航海、医療、徳術等に四すの技術教育機関を設けた。
二、以上の諸改革は、西欧的自由思想の移入ともなる。但し、教育の内容そのものは常に宗教教育と通結されていた。

① 歳入予算
 1 事務費
 (イ)事務費については一般行政に
 おいて人員整理が行われており、事
 務費の節約が強く要請されており、現
 状にかんがみ、必要以上の額を濫費
 することのないよう十分指導するこ
 と。

給与改訂に伴う恩給措置(通達)

当分改訂は行わない

新ベースに伴う町村職員恩給の取扱
 措置について自治庁では、この程国家
 公務員の給与改訂に伴う恩給の取扱が
 恩給法改正により実施されるに至つた
 ので本改正の趣旨を適用することとな
 り次の如き通達を各関係機関に出し
 た。

地自行公発第二八号
 昭和二十八年二月十三日
 自治庁行政部公務員課長
 都道府県 総務部長
 都道府県人事委員会事務局長
 都道府県町村職員恩給組合長
 給与の改訂に伴う恩給の
 取扱について
 一般職の職員給与に関する法律の

一部を改正する法律(昭和二十七年法
 律第三十四号)の施行に伴う恩給
 の取扱については国の恩給については
 左記のとおり措置することとなる模様
 であるので参考までに通知します。

(一)昭和二十七年十月三十一日以前
 に年金たる恩給の給付事由が生じた
 恩給については職員給与ベースは
 改訂されたがこれに伴つて直ちに恩
 給年額改訂は行わず当分の間なお
 従前のままとする。なお、
 (二)昭和二十七年十一月一日以後恩
 給の給付事由が生じた者の恩給は新
 ベースにより算出する。
 地自行公発第一九号

災害復旧事業費 配分額決る

建設省では十日、二十七年発生災害
 復旧事業費国庫負担額約十三億円の各
 都道府県別配分(市町村分を含む)を
 左の通り決定した。これは一月二十
 三日閣議で決定した第十一次予備費
 約二十二億円のうち河川、道路、備蓄
 砂防等の災害復旧費で、二十七年度の
 最終分である。(單位百万円)

計	六、七三六	六、九四九
北海道	一、〇七〇	一、〇七〇
東北	一、〇七〇	一、〇七〇
関東	一、〇七〇	一、〇七〇
中部	一、〇七〇	一、〇七〇
近畿	一、〇七〇	一、〇七〇
中国	一、〇七〇	一、〇七〇
四国	一、〇七〇	一、〇七〇
九州	一、〇七〇	一、〇七〇

山形	一
秋田	二
岩手	二
青森	二
宮城	二
福島	二
茨城	二
群馬	二
栃木	二
埼玉	二
千葉	二
東京	二
神奈川	二
新潟	二
山梨	二
長野	二
岐阜	二
石川	二
富山	二
福井	二
岐阜	二
愛知	二
三重	二
滋賀	二
京都	二
大阪	二
奈良	二
和歌山	二
徳島	二
香川	二
高松	二
愛媛	二
高知	二
山形	二
秋田	二
岩手	二
青森	二
宮城	二
福島	二
茨城	二
群馬	二
栃木	二
埼玉	二
千葉	二
東京	二
神奈川	二
新潟	二
山梨	二
長野	二
岐阜	二
石川	二
富山	二
福井	二
岐阜	二
愛知	二
三重	二
滋賀	二
京都	二
大阪	二
奈良	二
和歌山	二
徳島	二
香川	二
高松	二
愛媛	二
高知	二

朝鮮人の義務教育学校への
 就学
 朝鮮人子女の就学については従来親
 義のあつた処であるが、今回文部省よ
 りその取扱につき左の如き通達が発せ
 られた。
 (文初財第七四号・二月十一日付・文
 部省初等中等教育局長より各都道府県
 教育委員会宛)
 このことについては、取扱上親義を
 生じている向きもあるように聞いてい
 るので、念のため左記のとおり当局の
 見解をお知らせする。
 なおこのことについては、貴都道府
 県内の関係市町村教育委員会にも周知

欧州各国の教育行政(下)

歴史的背景
 一、ロシアにおける近代的教育制度の
 礎石を置いたのも、またピョートル
 大帝である。
 一、ツァーリ専制の社会的基盤は村
 落共同体(ミール)であると言はれ
 る。その意味は家長的監督と服従
 の関係にあるミール内にあつては
 個人の尊厳はなく従つて莊園領主及
 ひツァーリの専制支配の基盤になると
 いう意味である。
 一、モスクワの政權は貴族功臣を莊園
 領主に封じ、農民は買納のほか、盛
 役を課せられ、農奴制となつた。(十
 六世紀末)
 一、これと並行して商業資本が発達し
 た。大商人はツァーリの商業的独占権
 と結んで成長した。(御用商人)

ドイツ大帝の改革

一、西歐の制度をとり入れた。改革の
 目標は(一)軍事改革(二)行政改
 革(三)財政上の改革等である。
 一、特に従来の義勇兵と徴兵とを中
 心とした軍隊を正規軍に改組するこ
 ととした。農奴出身の兵は貴族出身
 の指揮官の個人的従兵に非ざること
 とした。
 一、行政上の一般改革と合せ、軍制
 の改革は一般教育の向上を要求する
 こととなつた。
 一、まず、貴族の子弟に義務教育を課
 し、十五才以上は國家の職務につく
 べきものとした。(一七一四年、此

ロマノフ王朝の教育行政

一、以後、ある時代は進歩的、ある時
 代は逆行的であつたと言われる。專
 制的權力政治の下においてツァーリ
 國の秘密警察政治が行われた。(一)
 農村に対する貨幣経済の浸透による
 農民の繁栄。(二)学生及びインテリ
 の反抗。(三)西歐的文化或は思想の
 流入等の要素をどの程度に承認し、
 或は抑圧するかの間で方針が動くの
 である。

羅馬ノフ王朝の教育行政

一、最初、すべての男児のために八カ
 月の義務教育制度が出た。十八世紀
 末において、一年乃至二年の小学校
 三〇〇校生徒二万人になつた。(貴
 族は家庭教育によつた。都市に外國
 人経営の私立学校多数あつた。)
 一、一七五五年、すべての私立学校に
 國家の監督をし、また外國人教師に
 資格審査をした。但し、ギムナジヤ
 ムと大學は相對的獨立の地位を保持
 し、新思潮の温床となつた。
 一、アレキサンデル一世(一八〇一
 一八二五年)は教育省を置いた。教
 区学校郡立学校、ギムナジヤ及び大
 學の制度を定めた。但し、後に實際

に運用されるのは一年制一二年制の学校だけになった。(制度が社会の発展に合はず、生徒を私立等にとら

高等教育機関(一部)学術研究機関労働者専門部、博物館、図書館、演劇及び映画の事業等の組織指導。(四)直轄教育機関の長官及び教職員の任

の振興に大きな障害をなしていると考えられるので、これら教職員のための住宅建設について、この数年大蔵省に折衝を続けた結果、昭和廿八年度の百

一八二二年、ナポレオンのモスコイ使攻、この結果、排外思想と神聖主義(宗教的)が盛んになった。(こ

一、各、共和国には教育人口委員を長とし、各共和国においては地方(または州)国民教育、区教育、民衆管

町村長異動 奈良 郡 新任 退任 山辺 豊原 宮本 重義 井沢 政信 磯城香久山 抽木 善平 高市 豊倉 東田 良一 吉野 上市 島田 弘 (再選) 吉野 上市 島田 弘 (再選) 吉野 上市 島田 弘 (再選)

一、教授や学生に思想監督をし、この目的で観望と学生主事を使った(教育行政の警察行政) (以上、海後・広岡共著、近代教育史による)

僻地在住教職員に住宅建築を補助 従来僻地の教育者の住宅事情は極めて困難であり、何等かの国家的補償が要望されてきたが、今回文部省より左の通達が出された。

岩手 岩手 栗木長太郎 下閉伊花輪 元田 瑞三 宮崎 宮崎 大崎良義顯 (再選) 東原 東原 大崎良義顯 (再選)

革命と教育行政 一、一九一七年の革命後、まず(一)宗教との分離(二)男女共学が行われた。(三)初等、中等教育の義務制(四)無月謝(五)統一学校制度(六)教育行政の地方分権化等が基本方針になった。

現行制度 一、教育行政は原則として各、共和国に所属する。二、但し高等教育(綜合大学、単科大学、二七五校)は、連邦大臣會議

好評！三版出来 全国町村会編 最新地方自治講座 A5四三〇頁 価値二〇〇円・送料 五〇円

一、一九三二年、それまでは奨励していた合科主義、プロジェクト、メンダ、マルチン・プラン等を廃止し、学級、点数と試験、教科書等の復活となった。

内容 地方自治について自治庁次長鈴木俊一憲法について法制意見第一局長高辻正巳地方自治法自治行政課長野士郎地方自治と広報活動自治庁通課長松村清之地方財政について自治庁財政課長野田誠亮地方自治法自治行政課長松島五郎町村予算の編成整理事務官山本晴男公職選挙法自治行政課長金丸三郎地方公務員自治行政課長佐久間盛民法務省民事局第二課長阿川清道行政法務省事務官山内一夫アメリカの地方自治白鳥三郎その他

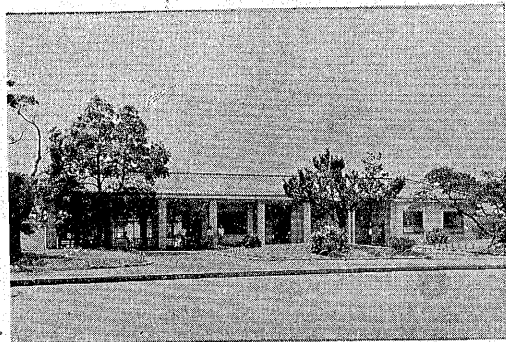
発行所 全国町村会 (振替東京四七六九七番) 東京港区芝西久保巴町三五

自治論
公論

2冊

全国町村会

昭和二十三年一月三十一日 第三種郵便物認可
昭和二十八年二月二十五日印刷
昭和二十八年二月一日発行（毎月一日発行）
四十二巻 第三号



皇居外苑保存協会会館事務所
皇居外苑補公銅像際

皇居外苑(二重橋前)は、従来皇室の御所有地でありましたが、終戦以来荒廃のまま、政府の管理に移りました。然るに、その修繕、維持、管理の現状は、国家財政の關係もあつて、遺憾ながら極めて不十分な状態であり、国土の象徴として広く海外にも知られ、且つ由緒ある地域として深く国民の敬慕する皇居前が、いつまでも戦後荒廃の姿のままであることは、我々の座視する能はざるところであります。日々陸続として来苑する全国各地からの修学旅行団体、国連の将来をその双肩に荷うべき年少の人々の、童顔に輝く無心のまなざしに接するとき、一刻も速かに、ここを塵一つとどめぬ清浄な皇居前とし、この国のいしすえを堅めたいと思ひます。

当協会は、去る昭和二十五年発足以来、これを国民の親しみある国土象徴の苑として整備すべく、広場を照らす電燈の復旧、水香場の増設、ベンチ、休憩舎の新設等は全国有志の後援のもとに一千余万円を以て、既に工事を終り、来苑者の便に供しつゝありますが、なを芝生の張替、警務員の詰所、便所等腐朽、破損の建物の改造、交通整理の施設等今後なすべきことが沢山残つて居ります。

全国各町村の皆様何卒我々の微衷を御諒解の上、当協会に御協力を賜るようお願い致します。

東京千代田区皇居外苑補公銅像際
財団法人 皇居外苑保存協会
電話〇六四八番 五七三番
副会長 長 一万田尚登
理事 長 木下道一
理事 長 石川道一
理事 長 岸 邦 雄

帝国地方行政学会編

教育委員会法規便覧
加除式六・八五〇頁・特価五〇〇円

帝国地方行政学会
東京都中央区銀座西七ノ一・振替東京一三・一六一

各都道府県学校関係法令集との併置により、学校教育関係者の本籍によつて得る便益はけだし多大であると信ずる

各都道府県学校関係法令集特別便覧
加除式A五・五七〇頁・四八〇円

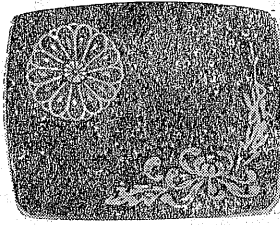
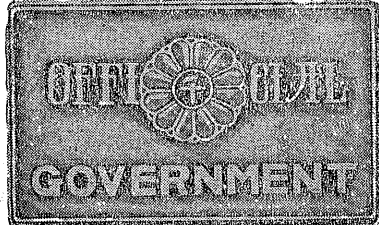
新刊!

◇国法編は文部省大臣官房総務課編集………
◇地方編は各都道府県教育委員会編集………
◇登録件数が豊富で追録発行が迅速………
◇常に新しい資料を提供しかも価格低廉………
◇全国各学校で圧倒的な採用を頂いている………

各都道府県学校関係法令集
加除式A五・三〇〇頁・二〇〇円(平装型C)

重版!

全国町村会・御推奨による美掬



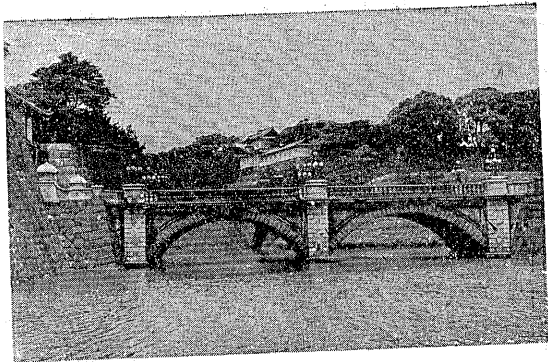
町村吏員専用(地方公務員)
合金合銀黒仕上げマーク及OFFICIAL金色
中央のマークは各県の頭文字入となる
価格¥180. 送料¥20 計¥200.

町村長及吏員向き
A製ニューシルバ-記章純金色製
B製赤銅仕上げ
価格¥230. 送料¥20. 計¥250.

御入用の際は勝手乍ら代金を添えて御申込みを御願ひ申します 少額の場合は郵券でも可
営業品目 諸官庁各会社学校・全国町村会・議会議長会指名御用
東京都千代田区(麹町局区内)富士見町二ノ七

上田製作所
電話九段(33)四一三八番 振替東京八二八四九番
三七七五 口座

財団法人 皇居外苑保存協会趣意書



皇居・二重橋

皇居外苑保存協会協賛会趣意書

終戦以来皇居外苑（二重橋前）の損傷荒廃の甚だしさは心ある人々を悲しませ、又全国各地より皇居拜謁に訪れる人々は皆これがかつての皇居前かと悲嘆する実情にあります。

こうした状態を座視するに忍びずとして、財団法人皇居外苑保存協会が設立されまして以来徐々に回復に向い、昔日の面影をとり戻しつつあります。

然しながらなお今後に残された仕事は非常に多い現状にあります。この事業こそ国民挙つて協賛すべき意義ある企てと信じ、ここに私共は皇居外苑保存協会協賛会を設立し保存協会の完遂を後援することになりました。

この事業は国民全体の真心、国民全体の道義に帰するものが多いと考えますので、今般国民の教養に資する備置図書、殊に将来の日本を背負つて立つ児童のために好ましい読物を提供すると共に、一般的には外苑の保護整備の思想を普及し、協賛に役立つものを出版することに致しました。而してその収益は保存協会の事業資金に充てておりますから、何卒皇居外苑に美しい実が結びますよう御協力の際をお願い致します。

皇居外苑保存協会協賛会

- 総 裁 賀 恒 憲
 会 長 美 平 晴 道
 本 部 東京都千代田区神田保町二ノ三
 電話 八二二一、八二二三
 支 部 大阪 名古屋 福岡 仙台 富山 札幌
 旭川 盛岡 宮古 山形 福島 水戸 土浦
 大宮 千葉 東京 宇都宮 前橋 松本 長岡
 金沢 静岡 津 姫路 岡山 広島 高松
 熊本 宮崎 鹿児島

言 頭 卷

秩父の宮が亡くなられたことは洵に傷ましい限りである。新聞、ラジオが最大の紙面と時間を割いて弔意を表し、御遺徳を讃えたことは、一年半前眞明皇后崩御の際の報道態度に比べて大變な進歩で、正に隔世の感がある。昨秋秋擧げられた立太子禮以來報道陣の皇室記事取扱方が急に變り、特に取材量の激増が目立つて来た。終戦直後外國元首の記事には敬語を用い、自國の天皇に對して敬語を使用せぬものがあつたばかりでなく、皇室關係の記事を載せるのは民主主義に反するとも思つたのが殊更にこれを軽く扱う傾きさえあつて、如何にも雷同的、事大主義的な我が國民性の缺陷をさらけ出し、眉をひそめることも屢々であつたが、最近非常に大きく取扱うようになったのは、これも時代の流れの一つであらう。

一昨年の夏ロンドンで日本の新聞を手にして、眞明皇后御葬儀記事を読んだ時、古領下とは云いながら國母の葬儀として餘りにもお粗末なのに暗然とした。若かりし日、代々木葬場總門内で拜した昭憲皇太后御大葬の盛儀を思い浮べて、何となくお氣の毒に堪えなかつたが、昨年の一年祭に當り大正天皇陵と並んで同型の東陵が竣工したのを見て眞明皇后も御満足であらうと明るい心になつた。昨秋報道陣が俄然皇室記事を重く取上げはじめ、中には増員の埋合せと見えるものもないではないけれども、従來のように軽く見るよりはよい傾向と云わねばならぬ。併しながら皇室をシャイナリズムの波のせ過ぎると却つて禍根をこの危険が多分にある。この機会において舊態依然たる宮内廳の封建性を嚴肅すると共に、報道關係者の自重を促したい。（小島）

目 次

- 卷 頭 言……………(3)
 全国町村会の足跡と
 都道府県、郡町村会
 の使命……………小島憲……………(4)
 町村自治の振興について……………村辰雄……………(26)
 地方財源論争と町村……………法貴三郎……………(41)
 町村の指導者下選廉幸一郎……………(44)
 世界情勢……………(47)
 地方ニエネ……………(49)

全国町村会の足跡と 都道府県、郡町村会の使命

明治大学教授、全国町村会顧問 小島 憲

自分のことを申し上げまして、はなはだ失礼であります。私、地方へ伺うたびに皆様には非常にごやつかいになっております。いつも失礼なことばかりいたしておりますので、はなはだ高い席でございますが、まず第一に御礼を申し上げておきたいと存じます。今日お話し申し上げようと思っておりますことは、全国町村会が生まれし当時の事情並びにその後発展して参りました。最近のことは皆様十分御承知でありますので、主として戦争の起りましたころまでのことにつきまして、私の知っております限りのことを申し上げたいと思っております。実は私、大正十二年に外国へ参りました。十三年に帰りました。それから、全国町村会に政務調査会が出来るからその方の仕事を手伝わんかという話がありました。ですが、ちよとそのときにかリエスをわすれまして、富士見の高原温泉所におりましたので、すぐお引受けができませんでしたが、其の後昭和三年の三月に本会の政務調査会に關係させていた

労働権とは何か

今日御承知のように各地にストライキが起つております。これは憲法において団結権を認められておりますので、団結権に基いて同盟罷業権というものが当然労働権の範囲内において認められておるわけでありまして、しかし考えてみますと、この労働権というものは一体ほんとうの権利であるかどうか、ほんとうの権利であれば団結権というものが当然あるはずですが、その団結権を認められておらな

いような労働権といふものはほんとうの権利とは言えないのではなからうか。これは一つの理想的な理念であつて、日本を初めその他の国においても大体そうであつたが、かくあるべきだといふ理想的な理念を根本前提として認めたいと思ふべきではなからうかと思ふのであります。いすれにいたしましても罷業権といふものは法の範囲内において行使すべきものであることは申し上げるまでもないのであります。そしてこの労働組合法によりまして罷業権が認められておるといふことは、結局は労働条件の維持改善ということにあるのであります。罷業権を行使いたしません場合は、最近の罷業といふものを見ても、最初から政治闘争的な色彩が強い。こういう点を考えますと罷業権の範囲を逸脱しておるしなやかといふような気がいたします。これにつきまして西ドイツが今日五千万の人口を持つておられて、今日ではその数から西ドイツへ避難民が續々とやつて参りまして、今日ではその数が約一千万人になるとさういわれておるのであります。国土は従來の半分に減り、そこへ五千万人の人間が家もなく暮しておるのであります。勿論罷業のごときは次々に起つておるしなやかと思つておるかもしれませんが、西ドイツにおきましては労働時間八時間をわざ／＼一週四日は一時間づつ、労働組合の方で延ばす、英米の実働時間四十時間に對しドイツでは実働時間四十八時間でありまして、またストライキは一切やらぬ、小さいストライキはたまにあるとありますが、全

面的なストライキといふものは終戦後はほとんどないのであります。このことがドイツをして非常に速かに復興せしめておる大動力となつておるのであります。戦前に比べて今日の生産がほとんど一五〇に近い指数を持つておるのであります。一九三八年第二次大戦の起ります前年を一〇〇としてこの四月の初めにおいては二五九に上つております。今年中には一五〇を越えるのではなからうかといふくらいに生産力が増強されておるのであります。生産力がここまで増強されておるといふことは、結局罷業がないということ、労働者が祖國の復興のために全力を盡して、労働時間を延ばしてまゝ働こうという祖國復興の熱意があるからであります。この熱意は同時にドイツ民族の持つておるところの伝統といふものをどこまでも持つて行つて、アメリカの教育使節団がやつて参りまして、日本では一箇月か二箇月おつて、あの六・三制を含むところの學制改革案を指示して参りました。日本ではなるほどこの勸告はよろしいといふので、ほとんど全面的に受け入れたのであります。ドイツでは、幾ら使節団が勸告してもドイツ人はそれをうのみにするわけがな。それで十日しかいなくて大綱を示して、こんなことでもしやれたらよからうといつたくらいで附つて行つたのであります。ドイツ人はそれをほとんど取入れないで、やはりゲルマン種得の制度をもつて進んで参つております。この意氣、この氣風があつてこそ今日ドイツがあれほど復興しておるのだとすらやましく思う次第であります。

世界の対米感情

最近私が時に感じますことは、新聞雑誌を見ましても、欧州を初め南米あるいは中東に至るところの国民感情というものがアメリカに対してあまりかばしくない。ことにアメリカから最も援助を受けている国々、表面ではアメリカの援助を感謝してはいるが、腹ではアメリカに対してあまりよい感じを持っておられない。最近はその新聞にも海外からの報道の中にそういうような空気が露骨に現われておる通信が載せられておられます。これは著しくわれわれの目につくことではありませんが、また一方におきましては、この十月にソ連の第十九回共産党大会に際しまして、スターリンが論文を発表いたしました。その論文の中で米ソ戦争の危険よりもっと先にアメリカとイギリス、アメリカと日本、日本とイギリスの間に争いが起るであろうということを述べておられます。ほとんど時を同じくいたしまして、チャーチルが第三次世界大戦の危険は当分去つたというふうな演説をいたしておられます。それ以来何だか世界中に平和感といえますか、戦争の危機が大分先に延びたという一種の安心感が現われて参つておられます。このことはまことにけつこくではありませんけれども、戦争というものは、今までの戦争の歴史を見まして強く感ずるところであります。両方の国でもつて、自分のところで新兵器を開発した、自分のところの軍隊は充実したといつて強がりと言つてゐる間は決して戦争といふものは起るものではない

町村会の使命

それと同様に、ただ口先だけの地方自治の確立とか、あるいは地方自治法によつて自治権の範囲が非常に拡大されたといつて喜んでおるわけには参りません。この地方自治をほんとうのものに築き上げるのはこれからであります。こう考えますと、日本の国家の基礎団体であるところの町村の自治に当つておられる町理事者、議員等の人々、また府県並びに国の中間に立つてゐる、連絡調整の役割をお持ちになつておいでになる皆様方の今後における責任といふものは非常に大なるものがあることを強く感ずると同時にわれわれの理想をいたしましては、郡の町村会は地方事務所にかかわる仕事をやる、府県の町村会は、今のようにならぬ状態では地方自治の発展にはいろいろ支障がありますので、もしもこれかできますことならば、単なる国家の行政庁として、国家の出先機関としての府県といふものは別なものと、普通地方公共団体としての府県を廃止して府県の町村会が管内の市町村に関する広域自治事務を行うといふところまで持つて行かなければならぬ、こういうふうに考えておられ、そういう時代が必ず来るのではなからうかと思つておられます。それ

は私が本会に関係いたしまして二十五年間の跡を見ましても、ここまでよく発達したと思つては驚く程発達発展して参つておるのではありません。もうこれからはそり骨を折らずともわれわれの理想とするところまで進み得るといふことを私はほんとうに信じておるのであります。

全国町村会誕生以前

全国町村会が生まれたのは、第一次大戦後間もなくでありましたが、その第一次大戦のころまでの日本の町村のありさまを見ますと、町村が活動をするためには基本財産の収入といふものがあるにしなければならぬ。財産収入、手数料、使用料といつたようなものをもとにして、税収入といふものは基本財産収入の補完的な意味をもつて、無税の町村になるのが理想であつて、無税の町村になるかためには基本財産をどこまでも持つて行かなければならぬといふのが、その当時の市町村に対するところの自治の基本概念であつたのであります。そして税金といふものは戸数税と国税の附加税、それに各種の独立税といつたようなものがあつたのであります。明治二十一年に市制、町村制が發布になりましたから第一次大戦のころまでは大体その方向に進んで参つたのであります。しかるに第一次大戦の際に日本の経済界が一大飛躍を遂げました結果、こゝに税源について非常な変動が起つて参りました。これは国でも同じでございますが、従来日露戦争ころまでは地租が一番国税として大なるものでありまして、地方税としては地租附加税が一番大事

なものであつたのであります。しかるにその後所得税、営業税、等の商工業に關係の深い税の地位がだんだん高まつて参りました。ことに第一次大戦のあの好景氣に恵まれて、地租と比較して著しく所得税の重要さといふものが高まつて参つたのであります。しかるに町村におきましては所得税、営業税といふものはさうたくさんありません。依然として地租にたよつておつた。そこで一方都市の方は所得税がずんずん増すが、町村の方は経済の発展につれて税収入がそれに比例して多くならない。しかも御本知の通り大正二年という年は今までの間において一番不景氣な年でありました。日露戦争後今日までの間に昭和五、六年の不景氣な年があつたのであります。しかし実際においては大正二年が一番不景氣であつたのであります。明治三十三年十月の日本銀行の調査の物価指数を一〇〇として、大正二年にはこの一〇〇を離るといつた程度にまで物価が下りました。ことに農村の不景氣といふものはお話にならなかつたのであります。もしもあの当時に今の半分以上の大家の勢力が増しておつたならば、おそらく内乱でも起つたのではあるまいか、革命でも起つたのではなからうかと思われるくらいでありましたが、その当時はまた古く官軍民衆の風が吹つておりましたばかりでなく、日露戦争の夢がまだ覚めませんでしたので、古い意味の忠君愛國熱が燃つておりましたので、それで農村では言いたいことも言わずにいつとがまんをして、それで農村では言いたくないのであります。この大正二年のあの不景氣なときに農村は一体どうなるのであらうか、どうにもこれはしかたがないと思つておりましたら、大正

三年の六月にサラエボの一角でオーストリアの皇太子、同妃陛下をセルビアの青年が一撃のもとに倒しました。これを動機として大正三年の七月からここに第一次世界大戦が勃発したたのであります。

この大正三年には経済界に對する戦争の影響といふものは日本にはまだあまりやつて参つておりません。大正四年の上半期は普通でありましたが、下半期に入りますと俄然日本の経済界が活躍し始めました。農村でいろいろのものをつくり出すと、それが羽がはえてアメリカなりカナダ、瀛州あるいは欧州各国へずん／＼売れて行く。豆をつくれば豆成金ができます。薄荷をつくれば薄荷成金ができる。米の値段がだん／＼上つて、今まで不景気のどん底に陥つておりました町村が急に景気がよくなりました。しかしそれは町村民の景気がよくなったというだけのことでありまして、地租その他の税源につぎましては、町村における税源はさう膨脹しておらないのであります。そのうちに物価がだん／＼上り、今まで絹の産物を賣たところのない農村の青年が、その当時ようやく頭を持ち上げました。その俗にいう足利大島であります。絹と木綿のまぜ織りの足利大島が全国的に広がりました。そしてちりめんの兵児帯をし、足利大島を着る青年が農村にも日を送りてふえて行つたのであります。そして米の値がずん／＼上りますので、種え付けをしたばかりの田をそのまま賣すというふうな、また集らない間に、その田の秋とれる米に見通しをつけて賣すというところまで行われました。農村の景気といふものは都市に比べるとさうでもなかつたのであります。

地方分権の声強まる

それからそれまでは町村長といふものは官吏に比べてはるかに下のものであると思われておりました。その町村長が、ちよ／＼と第一次大戦の際にアメリカ大統領ウィルソンが國際的デモクラシーを主張いたしました。このデモクラシーの波が日本にもと／＼として入つて参りましたので、このデモクラシーにつれて地方分権といふ

声が強くなりまして、当時政友会においても地方分権を取上げました。府県知事の公選といふようなことを大正四年ころから囁き始めたのであります。一方日本では政友政治が長い間行われておりました。憲法公布の日に樞密院議長であつた伊藤博文が府県會議長をその官邸に集め、また同日内務大臣の山根有朋は府県知事をその官邸に集めまして、日本では政友政治は認めない、内閣は常に政友に基礎を置かぬ超然内閣をもつて理想とするといふような訓辭を与えておるのであります。最初から政友政治を否認いたしておるのであります。それがずつと續いて参りましたが、明治三十一年に第三次伊藤内閣がつぶれますときに、第三次伊藤内閣が日清戦争後の戦後経営に当りまして、財政の窮乏を救うために地租増徴案を議會に出したところから、その当時の政友でありました自由党と、それから明治十五年に生まれました政進党とを改めまして、自由党と進歩党は最初から大と狼との関係であつたのであります。その大と狼の自由党と進歩党がどうしたのか地租増徴案に對しましてはたちまち一緒に参りまして、自由、進歩両党が解散をして、こゝに明治三十一年の五月でありました。憲政黨といふ一本の政友にまとまつたのであります。こゝにおいて第三次伊藤内閣は、これではとも内閣を持ち續けて行くことは不可能であると覚悟しまして、伊藤が辭表を出したのであります。その際、伊藤が、今までは超然内閣でやつて来た。政友政治否認の態度をとつて来たが、しかしこの情勢を見ると、日本にも政党内閣をとらなければ國政の運営を全うすることはできない、さういふ結論に達したと

いうので、自分が政友を組織するか、さうでなければ自分のあとには憲政黨の首領であるところの板垣、大隈に内閣を組織させていたきたいといふことを御前會議のときに申し出たのであります。が、山根の反対できまりません。翌日再び御前會議が開かれました。遂に伊藤の意見通り憲政黨の首領である大隈、板垣に大命が下るのであります。が、旧進歩党、旧自由党に對する大臣のいすの割當について自由黨側に非常な不満がありまして、その上に内閣組織の際にあつて、政党内閣に對しては陸軍大臣は出さなないといふ強硬な態度を、特に第三次伊藤内閣の陸軍大臣の桂が強硬で、陸軍では後継内閣がもし政党内閣であれば、次の大臣は推薦しないといふ態度をとりましたので、内閣を組織することができない。それを明治天皇が陸海軍大臣をお呼びになりまして、お前ら二人留任せよとおつしやつて、明治天皇のお声がかかりでもつてようやくこの内閣は成立したのであります。でありますから陸軍は最初から政党内閣をつぶさうと考へておつたのであります。そのようなわけで内閣はできましたが、わずか四箇月でもつて瓦解いたしましたのであります。そしてその後長い間政党内閣といふものを見るのができなかつたのであります。

義務教育費國庫負担増額運動 全国町村長会生る

明治三十九年に日露戦争の跡始末についての責任を負ひまして、

第一次内閣が倒れましたが、そのあとを引受けた第二次西園寺内閣は、政友会議員としての西園寺が内閣組織の命運を受けたのではなく、西園寺個人として内閣組織の命運を受けたのだという。決して政友内閣ではない、こゝにいふ建前をとつておきます。第二次西園寺内閣もさうあります。こゝいうよりなわけは政友会としましては、ほんとうの政友内閣をつくりたいという希望に燃えておつた。そこで大正七年の十月に米騒動のあとを受けまして寺内内閣が辭職いたしました。そのときにわが国最初の平民黨議員大臣をいたたぐところの原政友会内閣が生まれたのであります。原政友会内閣は特に当時のデモクラシーの思想をまわめて尊重し、地方分権の考えをもち進んだのであります。何分にも義務教育費の重圧のために、町村はどうにも身動きがなぬといふやうな状況でありました。大正七年に市町村義務教育費国庫負担法が公布せられました。国庫から一千万円の支出を見ましたが、そればかりでは到底町村財政の窮乏を救ふことが出来ませんでした。大正六年から九年まで三年の間に全国の小学校費は三倍になりました。そこで義務教育費国庫負担の増額運動をなすには全国一百万二千の町村長が結束せねばならぬと云ふことになり、また当時の内務省におきましても内閣の方針に従ひまして、町村長の結束についてはできるだけの援助をしようといふことで、こゝに全国町村長会が生まれたのであります。そして義務教育費国庫負担額は大正十二年に四千万円になり、その後毎年増額の運動を続けまして、ある程度

成功して行つたのであります。

ところが大正十二年に郡制が廃止になりました。御承知のように郡制は明治二十三年に府県制と同時に公布になつたのであります。郡は微細権をもつておりません。公選議員による郡会はありません。郡は課税権を持つておりません。管下の町村に分賦金を課しておりました。この課税権のない地方公共団体を自治体として認め得るかどうかということが始終問題になつておつたのであります。その上に三重監督といふものは時勢の進歩とも必要であるといふ声になりなりました。全国に七万五千の町村があつた。これを二万五千に合併をいたしました。町村の力も弱し、また町村制の運営に当りても未熟なところがあるといふので、そこで郡役所の指導を受けなければ十分町村制を運営して行くことができないといふやうな事情もありましたので、それで郡長といふものは町村長に対して相当の威力を持つておつたのであります。よい意味では郡長、郡役所によりまして、日本の地方自治がある程度軌道に乗つたといふこともできましようが、また他面におきましては、郡以下郡役所の官吏の指導がなければ町村長は仕事をなし得ないといふやうな面もありまして、そして第一次に郡長の監督を受け、第二次に府県知事の監督を受ける、その上租税とが税といふ問題になりました。こゝに制限外課税といふやうなきわめて小さな事務的な問題まで一々内務省へやつて来る。内務、大蔵四大臣の許可を受け

なければならぬ。内務、大蔵四大臣の監督を受け、知事の監督を受け、郡長の監督を受け、三重の監督を受ける。その複雑な監督は困るといふので、郡制廃止といふ声がすでに明治四十三年、日露戦争直後さういふ声が起つたのであります。そして第二次西園寺内閣のときでありましたが、原内務大臣が郡制廃止案を出しまして、衆議院は通過しましたが貴族院で擱りつゝ止まれました。貴族院を通りませんので、もつにはなりませんでしたが、さういふ歴史を持つておるのであります。町村長の力がだん／＼強くなつて参りますと、郡役所の監督といふものは屋上屋を架すもので、地方自治の発達の上におけるがんであるといつて、こゝに大正十二年に郡制廃止といふことになりました。この郡制廃止も全国町村長会の活動が相当力を与えておるのであります。しかしながら当時郡制を廃止はいたしました。郡役所は依然として残つておつたのであります。これは何にもならず、自治体としての郡制は廃止になり、郡会ももちろんなくなつたが、郡役所は元の形のままで残つておつたのであります。こゝに今まで町村長会といふものがなかつた時代には、全国的な運動をすることができず、またさういふ機会もありませんでしたが、全国町村長会が生まれてからは、漸々さういふ面に運動を起しておりましたところ、大正末期から昭和に入りまして、こゝにまた第一次大蔵後の不景気が、しかも深刻な不景気が襲つて

参りました。当時の金で四十億の負債を背負つて農村はどうにもこゝろにも立ち行かないといふやうな事になつて参りました。また義務教育費全額国庫負担、教員給の全額国庫負担といふところまで行つておつた時代、町村役場でもつて小学校教員の俸給を支拂つておつた。その町村役場から拂う俸給が一箇年もあるいはそれ以上もあつたといふやうな事になりました。全国的にいろ／＼な問題が起つて参つたのであります。長野県のある村では、小学校の教員の俸給を二割減らせといつたところが、小学校の教員は、自分の俸給は県の俸給令によつてきまつておる。村会で幾らそんな議決をしたつて無効である、またわれわれは村でもつてそんなことを言つたつて、県全体の問題だからさうやす／＼と言ひことを聞くわけにいかぬといふことでもつた。さうしますと村民の強硬であるところの二割減額に同意しないやうなことは、自分たちの子供を學校にやるのはごめんだといふので、小学校児童の罷休事件といふものが起つたのであります。それで遂に当時別案の策としまして、それは二割減額をしようといふやうなことがありました。また栃木県のある村では、金がないから米俵をとつてくれといつて、米俵を俸給の一部として渡した。米俵をもらつて困り放つておる教員があるといふことが新聞に出たやうな次第であります。米の値段が安い、米は余つておるといふやうな、今はまつたたく違つておりますが、今なら米俵をもらつたら金をもらひよりよりのでございませうが、その当時は米が余り過ぎておる。だから米を東京灣に捨てるといふやうな議論まで出まして、遂に後藤静林大臣の時代に

いわゆる被反問題というものであります。それは、もちろんそれに対して全国町村長会は反対をいたしました。工場における操業設備というより、ストックが多過ぎるから一時機械を動かすのをやめようというより、必要が増して来ればいつでも機械を動かせるものであります。しかし農産物は少くとも数ヶ月、一年近くの時日を経過しなければ生産できないものであります。今米が安いからというので作付け反別を減らし、そのうちに飢饉でもあったらどうするかというので、幸いにしてこれは実現いたしませんでしたが、しかしさういふような空気が非常に強かつたのであります。

東京湾に米を捨てる

その当時日本に米が余つたかどうかといふことも一応考慮する必要があると思つてあります。日本に初めて消費増進の問題が起りましたのは、支那事変が起りました翌々年、昭和十四年でありますが、先祖伝米自分でつた米を全部出してしまい、そして他の米を食うというよりなことは農民としては耐えられない。夢にもそんなことは考えなかつた。そのときに消費増進の問題が突如として起つたのであります。昭和十四年に至りますと、過去五箇年間の米穀年度の平均は、内地の米消費量が六億七千五百万石に對して、内地米の五箇年間の平均の生産量は六億六千二百萬石であつたのであります。ですから千三百万石といふのは年々足らなかつたのであります。この年々千三百万石足らなかつた米を二休

どうしておつたか。それは朝鮮から多いときには千万石、少いときでも八百万石程度の朝鮮米が入つて参りました。畜産増進の時代に朝鮮産米増産計画を立てまして、それが成功して、朝鮮米が千万石近く毎年入つて来る。そして台湾米が台湾米は熱帯米であります。熱帯米でなく日本の温帯米の種を向うへ持つて行きまして、いろいろ改良をして、内地人の口に適應するよりな産米をつくりました。その産米を年々四百萬石から五百万石移入しておつたのであります。その千五百万石の米が年々入つて来ておりましたので、毎年一千万石以上の米を翌年度へ繰越して行つたのであります。従つてそれから現実に内地にある米は余つておつたのであります。従つて農村がこんな不景氣になつたのは米の値段が安いからである。米の値段を引上げるためには深川の倉庫に積んであるところの米を東京湾に捨てる、そして作付け反別を減らせ、これが議会の問題になりました。そして東京湾に米を捨てるというところが議会でまじめに論議されるというよりな状態であつたのであります。

かような時代におきまして、農村財政といふものはますますひどくなつて参りました。そこでドイツやイギリスに地方財政調整の制度がある。それでは特定の事務に對するところの国庫補助はありますが、全面的な財政調整のための国庫補助金という制度はなかつたのであります。農村のこの窮乏を救うためには、農村負債整理組合をつつて四十億の負債を整理することが第一、それから町村財政を調整するために相當の国庫補助金を出してもいい、こりいふような要望が町村間に起りまして、その当時内務省の地

方局に、後に長野県知事になつて若くてなくなりましたりつばな人でありましたが、財政課長何かやつておりました永安自治といふ人がおりました。この永安君がこつた制度を立てたらどうだろうというよりな相談を本会へ持ち込みました。われわれはそれに非常に賛成して、そしてそれが実現のために毎年々々かなり努力をいたしましたのであります。ところがこれが急遽には実現いたしませんで、酒州事変以後、だん／＼世の中の景氣がよくなりました。農村の景氣も競争景氣が出て参りましたから、昭和十年に臨時町村財政補助金制度が創められ、翌年臨時地方財政補助金制度に拡大せられ、次で昭和十五年の地方税制の改革に際し分年制制度が創設せられ、それがわかつて今日の平衡交付金制度にまで発展したわけであります。こつた制度が農村窮乏のときには、町村長会の活動の結果といたしましては、成果は表面には目立つて現われて居りませんが、町村財政の破綻を食い止めたものではなかつたのであります。またそれは全国町村長会といふだけでは、全国の各府県の町村長会が非常に努力せられた結果、今日の平衡交付金制度といふものが行われる基礎をつくつたわけでありました。しかし競争になりましてからはだん／＼地方自治の面が縮小されるよりなことに参りまして、こつた地方事務所が設けられ、そのときには三重監督院對反對といふので、郡役所廃止を主張した本会としては、郡役所の復活には絶対に反対であるといふ、ことに昭和二十六年の間に樺原神宮において全国町村長大会を開きましたが、そのときに郡役所復活に絶対反對といふ特別の決議をいたしましたのであります。内務省

では、いや郡役所の復活ではない、地方事務所といふのはまつたくの町村と府県との連絡機関であつて、全然郡役所の復活ではないのだといふので、それならしかたがない。当時の一般的な空氣もありました。したが、ながら地方事務所の設置に反對の態度を改めたのであります。したが、その後の機構を見ますと、地方事務所がだん／＼いろいろ／＼な仕事をみつけてきて、町村役場へ押しつけて来る、すいぶんやつかいな面が多く出て参つておるのであります。もしあの当時今日くわい各府県また各郡に町村会の事務局がありまして、手がそつておつたならば、地方事務所をつくらなくても郡の町村会事務局で十分事は足りたと思つておられますが、虚しいかな終極に至りますまでは、事務局が余り整備されておらず、虚しいかな終極に至ります。従つておられる職員は主事と申しておられます。その主事も多数の府県では地方課の職員が主事を兼ねるといつたよりなところが多かつたのであります。また県の事務所も会長の地元町村役場に置かれるといふようなところもありまして、専任の職員を持つたところはごくわずかであつたのであります。また東北のある県のときは、会長が不在とか、会長が事故あるときは地方課長が会長の代理をするといふたがうで、地方課の出先機関のように見え思われた時代があつたのであります。そして町村長会の事務局の職員に對しましては、まつたく低い目で見られておりました。今日のように重く見るというよりなことはなかつたのであります。もしも地方事務所ができたときに、今日までに至らなくても、もう少し整備さ

れておいたら、地方事務所を設けなくて、十分郡町村会でその仕事はできたらいいとまだに言っていてしかなかった。これが、こゝで、

共済制度の発足

さういふわけで終戦に至ります。すいぶん町村長会の組織、といふものは簡単でありまして、また事務局の活動もさう活発ではなかつたのであります。幸いにして、共済制度が始まりましたので、財政的にも相当恵まれるようになったのであります。私がこの会の職務調査に関係いたしましたときに、後に本会の事務局長になりましたが、その当時まだ書記でありました松村茂夫という人が、まじめな人でありましたが、その人が実際の仕事をやるから私は職務調査の主任という名前を、一月間に一度くらい出で来てくれるということで、当時新宿の三光町の中央報館の二室を借りて事務局があつたのであります。こゝへ行つてみますと、主任が一人、会計の書記と、職務調査の書記と、それから雇いの人が一人づつあつたのであります。全部で五人くらいな人で全国町村長会の仕事をやつておつたのであります。その職務調査で松村書記が何を言つておつたかと申しますと、机上に山のようになんか書類が積んであります。これは何かと聞きました。町村有産物の調査だと、言ひました。つまり町村有産物の火災保険を始めよう、というので、全国的に調査をしておるといふことになりました。私は従来から簡易保険の成績を見まして、また第二次大戦中に戦時の船舶の保険を國營でもよつとやりましたが、その船舶の保険の成績を見て、

ができたのであります。もう一種発すれば先ほど申しあげましたように、府県の町村会が府県庁の仕事をし、地方事務所の仕事は郡の町村会で行つて行ける、りつぱにやつて行ける、それから、それ以上の仕事がやつて行ける、ということを私は強く信じておるものであります。

日本の地方自治の運動の傾向といつては、本会が生まれましたから自治権の拡張ということを盛んに言つて来たのであります。自治権の拡張といふことは、一面からいへば議決機関の権限拡張だ、といふ考えが明治から大正、昭和の初めにかけてつと行われて参りました。町村制改正のたびごとに議決機関の権限が拡張して行われて参りました。またそのころになつて選挙権の拡張といふこともつと行われて参つたのであります。それが昭和四年であつたかと思ひますが、そのときの改正を「転機」といたしまして、議決機関の権限の拡張がとまりまして、それよりはむしろ議決機関の権限を縮小して、執行機関の権限を拡張するといふ方向へつと向いて参つたのであります。もうそのころにはそれが、終戦と同時に、議決機関の権限が非常に拡大されたのであります。従いまして、今日では議決機関の権限が急激に拡張された結果として、議決機関の権限のうちに議決機関万能といふ考え—この考えは決して悪い考えではありませんけれども、しかしその考えが行き過ぎまして、権限のないものに議決機関は何でもできるのだといつて執行機関の面まで立ち入るというような弊害が生ずる、といふ行われおることを見るのであります。

事業といふものは決して損が行かないといふことを知つておりましたので、それはいい、どうしてもやりたいといふので、それからいろいろ研究してみたのであります。が、保険業法をたてとりまして大蔵省でどうしてもうんとつてくれなさい。とうとうこれは自家保険でやろうとして、赤十字社で自家保険をやつておるから、これは自家保険でやろうとして、赤十字社の本社へ行つて聞べました。赤十字の全国の支部病院といふものは全部本社に所属したものであります。それで自家保険ができる。しかし全国町村長会では、学校や役場は各町村有の建物になつており、本部の建物になつておるから、自家保険は不可能だといふことになりました。そのときは、我が国には、赤十字社といふものが、それがだん／＼突を結びまして、遂に保険会社から手数料をとつて本会で事務を行つておるところにまで漕ぎつけました。それが地方自治法により共済制度としてつとに財政的に独立した仕事をやり得るということになりました。それがために財政的にもいろいろ恵まれることになりました。活動も順調に進むようになつたのであります。

さういふような事情で最初会の予算の方も二万円か三万円くらい程度で始まりましたが、それでも多過ぎるとか何とかいって總會の文句が出たりしておりました。今日この發展の状況を見ますと、まさしく開世の感があるのではありません。しかしこれは時勢のしからしめることであると同時に、地方自治といふものが国民一般から非常に重く見られるようになった。そこへ皆様のよう有能な方が職員として一生懸命やつていただいたのでございまして、

事務局職員の責務

今日府県の会長、あるいは郡の会長とか、あるいは中央の会へ出てこられる町村長はどなたもりつぱな方でありまして、まづ大臣として働まる方ばかりであります。けれども、二万町村長中では実際には地方自治がどういふものであるかといふことについて十分の理解のない町村長もあつたり、ことに職員に至りましては、やま／＼と少し金もあつたからひと／＼職員に出てやろうといつたようなことと職員に出ておる人もないではないのであります。実際地方自治について理解を待たない人も随分なものであります。また地方事務所を申しさしに、あんなものは無用の長物だと言つておられる。実際に地方事務所へ行つてみますと、議長その他の職員に対して、ペネ／＼と頭を下げるけれども、実際は仕事をできない。いふ人もあつておられます。府県、郡等の町村会の幹部になる人々には、地方自治のイロハから手ほどきをして行かなければならぬ。いふ方もおありになると私は思つておられます。さういふ方を指導していただくのは結局皆様の責務です。指導といふときからいふ指導がなければ、いろいろ言葉を使おるとも、実際において皆様の指導がなかつたらうまく行かない面が相当多いのであります。さういふ点から考えまして、単に系統町村会の職員といふような

立場ばかりでなく、地方におけるところの指導者として特に町村の自治に關係しては人々に接觸される機会が多い方々でありますから、常にそれらの人々を指導するといふ立場でもつて仕事をしたいのであります。この事務局といふものは単なる事務をとるばかりではありません。根本の方針をきめるのは、会長以下役員でありまして、その根本の方針を立てる業地を作るのは事務局の仕事なんです。事務局のために役員が傀儡となるというところは、事務局の立てた方針といふものは実にそれなりのもので、役員といふのもそのつらばな方針を自然に用いなければならぬといふことになるのであります。ことに会の性質が、会長などがその事務局に常勤をしておられる会ではありません。これは全国でも府県でも郡でも同じであります。自然その中心の職員が、一番大事なことになることは申し上げる迄もありません。ときには役員を動かすだけの氣魄を持つといふことが大切であると思つておられます。しかし事務局員である以上は政治的に活動するといふことは問題でありまして、全国におきましても事務局は絶対に政治的に活動してはいかぬ。ことに会長選挙、役員選挙等には常に公正中立の態度をとらなければいかぬといふことをわれわれは常に心がけておられて、決して政治的に動くべきではありません。しかし事務的に事務局で一つの方針を立てたら、役員がこれはい方針であるとして自然にそれを用いるように仕向けることが大事であります。単に命令だこれに従う、ただ言われた事務を机の上でとればよいといふこと

が、ずつと今日まで流れておるのであります。しかしながら一面におきまして、日本は神国だ、世界で一番いい国なんだといふ一種の國格派がある。そういう國格派の考えがある時代には強く現れられて、それが行き過ぎたものになり、何でもかんでも、自分で持つてゐるもの、日本にあるものは、どんな悪いものでもよろしい、日本在来のものは何でもよければ、外国から来たものは、どんな悪いものでも悪いとして排撃する。こういう性質も持つてゐるのであります。

この二つの極端な動きが始終相対立してありまして、ある時期には開國進取、外国のまねをする、ある時期には外国を排撃する、こういうふうな動きが、今日もなお存在するのであります。日清戦争の起るころまでは、日本は三等國、四等國であり、治外法権が行われておつて、領事裁判が行われてゐる、日本の國內に植民地のようなものがある、外国の居留地がある。そこには日本の警察権は及ばない。ちやうど今駐留軍との間に問題を起してありますが、あいつたようなことが、法政の假條約以来、不平等條約でもつて通商航海條約が結ばれておりましたので、何とかしてこれを對等の資格において、つまり日本が他の一等國、二等國と同じように、一日も早く三等國、四等國から一等國、二等國にまでの上になければならぬ。それにはまず形を整えなければならぬといふ、ちやうど必要に迫られて、法律、制度といふものを外國のものを持つて参りました。そして外國のまねをしたのであります。それからまた洋服を着ることを奨励する、形だけでも外國と同じようにしようとい

でないことは、私が申し上げるまでもなく皆十分お考えであらうと存じますが、結局日本の地方自治は皆様の助力によつて動くのだといふことになるわけでありまして、それだけ仕事に非常に楽しみのある、前途に光明の輝いた仕事であると私は固く信じておる者であります。

日本人の極端性

わが日本人は、非常によい点もございますが、しかし他面非常に悪い点があるのであります。よいとなれば何でもよい、悪いとなれば何でも悪い。極端から極端へ走る傾向を持つておられます。従いまして、明治維新からこちらの近代の事情を見ましても、きのうまで、徳王攘夷々々々と言つておつた人が、一たび王政復古になりました。と、たちまちにして開國進取に約変するといつたやうなことです。これはそのときのいろ／＼な政治上の事情によりましてことさらに攘夷を口にした者もありました。また討幕の目的のために、心の中では開國であつても、攘夷を利用した者もありました。心から攘夷々々々々と言つておつた、開國進取だ、開國進取だ。そうして開國になつて来ると、何でもかんでも外國のものなりよしいといふやうな、こゝろの空氣が流れて参りました。外國から来るものはことごとく文明開化であり、日本在来のものはことごとく因循結息である。どんな悪いものでも、日本のものは因循結息であり、どんな悪いものでも、舶來のものであれば文明開化だ、といつたやうな空氣

うのであります。これはその当時の政府としましては、やむを得なかつたのであります。ところがこれが國民一般にはその眞意が理解されず、ただ外國のまねをするだけいふのだといふやうなことで、明治二十年前後のあの應鳴館時代のやうなダンス全盛の時代がやつて参つたのであります。幸いにしてこのころから、これではいかぬ、眞の日本精神に目ざめなければならぬといふやうな空氣が出て参りました。それとして教育勅語が發布になりました。この教育勅語といふものは、天皇を道徳の中心とする理念に基いたものであります。今日この憲法の精神からいいますと、はたしてよいか悪いかがいふことは問題でありまして、二千年といふ長い間、藤原氏とか平氏、源氏、北條、足利、徳川といふやうに、天皇が實際において直接政治をされたことはない。それが明治維新と同時に天皇政治の復活をした。その上に天皇は現つ神だ、信仰の中心である、國民道徳の中心である、こゝろより何れも天皇に持つて行つた天皇を中心にした。このことが、よかつたかどらかといふことにつきましては、今度の敗戦の苦い体験によりまして、いろ／＼問題でありまして、ともかくも明治二十三年に教育勅語が發布になりました。ところが國民道徳の中心である、この國民道徳の中心であるところが天皇の勅語をもとにして、國民精神を統一しなければならぬとの方針の下に、大体その國民精神が統一されたときに日清戦争が起つたのであります。でありますから、あの老犬國ではありましたが、当時の日本としては、きわめて貧弱な日本であつたこの小さな日本が清國に勝つことができたのであります。日清戦争の際に、

当時の予算は一箇年約七千万円程度でありましたが、日清戦争が始まると、広島の大本營のもとにおきまして臨時議會が開かれまして、その臨時議會で一億五千万円の臨時軍費予算が可決になつております。それまで自由党、改進黨と政府とが常にけんかをしておりました。第二帝國議會ですら解散になつておりますし、日清戦争前に二回も解散になつております。解散に次ぐに解散をもつておりましたのに、いよいよ戦争が始まると、わずか五分間でもつて一億五千万円という、わが国におきましては空前の大予算を可決したのであります。總じてその年の暮れには広島において開かれた通常議會におきまして、一億円の追加軍費予算を可決しまして、二億五千万円で日清戦争をやる予定でありましたところが、二十八年四月に下野條約が締結されて、正味一億五千万円しか使わずして日清戦争を終つたのであります。この一億五千万円のうち、五千万円は特別會計からの繰入れ、それから繰越金等によつてまかない、一億円を公債募集でまかなつていたのであります。つまり二億円の公債募集を要するといふ予定でありましたのを、その半分の一億円だけで戦争は終つたのであります。その際、一文の増徴をしておりません。一文も増徴せずに、一億五千万円の金を使つて、債金は二億五千万円にこれを返す準備をいたしましたので三千万円、都合二億八千万円、これをロンドン、インランド銀行のボンドで取りましたので、日本の金に直しますと約三億五千万円あります。三億五千万円の債金をとりまして、その上合算、澎湖島をとつた。戦争といふものは儲かるものだといふことが、日清戦争に

よつて國民の頭にこびりついてしまつたのであります。でありますから、日清戦争の前まで、明治二十年ごろまで、何でもかんでも外國がよいと思つておつたのが、今度は日清戦争に勝ちまして、非常に自信を強めまして、日本だといふことになつた。そうして、北清事変で、日本の陸軍陸隊が一番あとから大沽の砲台を攻めて、白石大尉の率いる海軍陸隊が先登第一にイギリス、アメリカを追い越して、大沽砲台に日の丸の国旗を立てた、これで日本人は急にえらくなつて、もうこれでもつて世界の一等國にまでなつたのだと思つておりました。

日英同盟當時

ところが、その當時ヨーロッパにおきましては、ドイツとオーストリアとイタリアの三国同盟と露佛同盟とあつて、たにらみ合つて、勢力がほぼ伯仲しておりましたがために、戦争にはならず、ずつとにらみ合つて、イギリスだけは名譽の孤立を稱し、まして、どの國とも同盟をなかつたのであります。しかしドイツのウイアルム二世が軍艦をだん／＼つくるようになりまして、イギリスは伝統的な海軍政策をたじまして、自分の國の次の世界第二位の海軍力の三倍の海軍力を持たなければ、七の海に散在する領土を守る事ができないといふので、それまではフランスの二倍の海軍力を常につけておつたのであります。そのうちにドイツがとんとん軍艦をつくらせて参りましたので、たまたまのうちにフランスよりドイツの方が海軍力が強くなつた。このドイツの二倍の海軍力を

持つといふことは、当時のイギリスの財政をもつては、とりてい不可能であつたのであります。たゞ／＼伊藤博文が、ロシアと手を握る方がよしいといふので、できれば日露同盟をやらうといふ下心をもつて、第三次伊藤内閣がつかれました。欧州へ遊びに行つたのであります。その際に露國の當時の首府、ペルズブルグで露國の總理大臣あるいは外務大臣と會つて、日露同盟の下相談のようなことをやりましたが、これは朝鮮の領海の問題でだめになりませんでした。朝鮮の問題については、明治の初めから、常に日本としては露國との間にいろいろ交渉を続けて来たのであります。が、いよいよ最後になつて露國の方で、朝鮮全体は日本にまかして、い、しかし領海だけは——今持つてゐるウラジオストクにしても、また租借をしてゐる旅順にしても、どうも十分でないから、朝鮮全部は日本にまかすが、ただ領海だけは露國にくれぬかといふので、この一点でもつて、領海をとられたら朝鮮全部まかされても日本の独立はあふないといふ、こういう一線がどうしても妥協が成りませんで、遂に日露同盟はおしやんになつたのであります。これを知らつたイギリスの外務大臣は、もしも日露同盟ができたらい、へんだといふので、当時ロンドンにおりました林公使に対して、日英同盟をやつたらどうかといふことを持ち出して、また日本の時の内閣は日英同盟よからうといふようなことで、意外に早くこれがまかりまして、そうして日本は、名譽の孤立を稱して、露佛同盟に對してただ一國でもつてかばつていた世界第二の文明國であるイギリスと同盟を結ぶことになつた。日本はここに、一等國にはまだ

なれませんが、少くとも二等國にはなつたのだといつて、日英同盟が締結されたときには、國民は心から喜んだのであります。そうして全國にわたつて學校において式をやらされたものであります。この日英同盟の結果、香港を中心としておりました東洋艦隊をシンガポールへ引揚げて、シンガポールを中心としておつたイギリスのインド洋艦隊を地中海へ引揚げて、マルタを中心としておつた地中海艦隊をイギリス海峡へ持つて行つて、ようやくドイツと對抗ができるというやうなことにまで持つて行つたのであります。それ以来急に日本はえらくなつたのだ、ことにロシアを目前に控へまして、日露戦争をやらなければならぬといふやうなことから、國民は緊張して、明治二十年ごろのやうな外國のまねをするといふやうな上調子などは全然ありません。忠君愛國熱が日本において最も強かつたのは明治三十七、八年であります。この忠君愛國熱の最高潮に達したときに日露戦争が起りました。これによつて日本は勝つことができたのであります。

日露戦争の真相

しかし日露戦争に勝つたことについて、時の政府がもつとその真相を國民に知らしてはくれしておつたら、その後日本が思ひ上るといふやうなこともなかつたであらうが、それをどこまでも隠して、そして日本は順当に勝つたんだといふやうに國民に教えている。これが非常な誤りであつたのであります。日露戦争の際に、奉天の会戦が済みましたら、もはや使らばべき武器がない、後備の兵隊

も出して、補充する軍隊もろくにない。そこへ持つて行って、当時
は五千万の人口であります。五千万の人口のところへ明治三十七年
に初めて五千万の米がとれたのであります。それまでは四千万石
台でありまして、日本で五千万石の記録をつくつたのは、日露戦争
の始まつた年でありまして、五千万人の人間で、今のように皆が白米
を食べる時代ではありません。いもを食べ、ひえを食べ、麥を食べ
ていた人間が多かつた時代であります。でありますから、五千万石
の内米がとれば、十分それで米が足りたのであります。もしも
こういふ年が二、三年続けば米が余るといつて困つたかもしれませ
んが、しかし米といふものは、こちらの思ふ通りに、工場の機械を
動かすようなわけには参りません。三十七年に五千万石とれた米
が、翌年の三十八年になりまして、壮丁が召集されて農村の勞力が
不足になり、馬が徴發されて農村の畜力が不足になつた。その上肥
料がない。もう一つその上に天候が非常に悪かつた。それがために
宮城県のごときは平年作の二割くらいしかとれない、東北地方は大
凶作でありまして、明治三十八年には三千七百万石しかとれなかつ
たのであります。五千万石の米が三千七百万石に減つたのでありま
すから、だからもう少し戦争が長引いておつたら、これは食糧問題
で相当大きな事件が起つたに違いないと思はれるのであります。が、
一方三月十日に奉天会戦で勝つたには勝ちましたが、もはや持つべき
武器がない。ロシアから分捕つた鉄砲をかつたが、おもしろくも、
その鉄砲は日本と日本の銃の鉄砲は、規格が違ひますので、役
に立たない。滿州軍總參謀長の兒玉大將が二度までもこつそり勝つ

て来て、早く講和してくれろ——今度の戦争のときに陸軍がど
うしても戦争をやめることを承知しなかつた。日露戦争のときには
兒玉というつばな軍人がおりました。早く講和してくれろ……、
しかし政府としても時期があるから、もう少し待つてくれ、もう少し
待つてくれといふことで、五月二十七日のあの日本海海戦によつ
て空前的大勝利を得ましたので、それを機会にアメリカ大統領に頼
んで講和の提議をしてもらつて、ボトマスにおいて、ウィットと
小村全權とが直接交渉することになつたのであります。
最初日本から提案したのは、御承知の通り、樺へ全部よこ
せ、償金二十億圓くれ、露國の東洋艦隊を制限する、沿海州の漁業
権は無條件でもつて日本に譲渡させよ、滿州にある鉄道は全部く
れ、こいつたようなことであります。こゝろいふ條件も出しま
したら、露國全權は頭から、こんなことは談判もくそもあつたも
のじやない、自分はすぐ露國へ歸るだけだといつて、でんで相手に
しなかつたのであります。そして日がたつたつて、どうも露國
の眞意がわからぬ。ルーズヴェルトも心配しはじめましたが、何と
かしてまとまなければ、アメリカの面子が立たぬ、また日本も困る
だらうといふので、心算して、ボトマスまでわざ／＼ワシントン
からやつて来ておりました。ある日、夕方から、小村、ウィット而
全權が私的会談をやつた。二人だけでもつて話合ひをしようじやな
いかといふことになりました。そのときであります。晩ごはんを
食べてから話合ひを始めたところが、ウィットが、実は自分が
こゝへ出て来る前に、露國としては戦争に敗けておられないのだ、

日本は動員が早かつたから、今までは日本が勝つた。その上カポ
トキン將軍の作戦が誤つておつたから、今までは敗れた。しかし幸
いに今日シベリア鉄道が全部開通した。今まではバイカル湖の
上を船に兵隊を乗せて運んでおつたが、このバイカル湖が全部
通じたので、今リネイツチ將軍がシベリアに有力な軍隊を集結し
ている。それのみか、今露國として一番心配であつたのは、ド
イツが露國を脅かさないかという心配があつた。そこでドイツと
露國に——その当時ポーランドを両国で分割してありましたが、
そのドイツとの国境に、露國としても最も有力な軍隊を集結させ
る。しかし最近ドイツとの間に了解が成つて、この最もすくられ
軍隊をシベリアへ持つて行くことができるようになったから、もう
一度いゝさやあじやないか、ロシアはまだほんとうに敗れてお
らないのだ、今こゝで講和をやつて講和條約を結んで歸れるわけの
自分としても、とてもすく／＼と講和條約を結んで歸れるわけの
でないから、もういゝさやあじやないかといひ出した。小村
全權、すつかり参つてしまつて、こんなことになつたらたいへん
だ、自分が腹を切るだけでは済まぬ。日本はこれ以上戦争ができな
いのだ。腹の底でそれを心算しながらも、いやそれならもういゝ
さやあじやないかといひ出した。それが夜中であつたので、それ
でしてその足でもつてルーズヴェルトのところに飛んできた。ル
ーズヴェルトは今晩の私的会談が、一体どうなるだらう
かと心配しているときでありましたので、小村全權が来たといふ知
らせで、座巻のまま自分の寢室から飛び出して、そして自分の寢

室へ小村全權をひつぱつて行つた。それじや自分の部屋へ行こうと
いつて、ひつぱつて行つたさうであります。一國の元首が一國の代
表者に会うのに座巻のまま行つたといふのは、おそろしく外交史上
においても今までなかつたことであらうといふことを、ルーズヴェ
ルト自身がその日記の中に書いておるのであります。そして小村
全權からその事情を聞いた。そうしますとルーズヴェルトは、しばら
く黙つて考へておつたさうであります。それが小村全權に見せ
ないから、もういゝさやあじやないか、アメリカもできるだけの援助をしよ
う、さう言つたさうであります。その電報は当時のベテルスブルグ
に駐在しておつたアメリカ大使あての電報で、この電報が着いた
ら、露國大臣等に会つた。直譯でゴラス二世陛下に會つて、次の
ようなことを言へ、アメリカ大統領は世界の恒久平和を企圖するた
めに、露國並びに日本に対して講和のあつせんを提議した。ところが
露國全權は最初からこれに対してあまり感興がない、よりに見え
る。露國はほんとうに講和をやる意思があるのかどうか、事による
とアメリカ大統領に覚悟がある、といつたような意味——もちろん
外交命令でありますから、そんなきつこつたことは書いてはなかつたで
あります。ところが、さういつたような意味の電報である。小村全權も、
この電報でりまなく行かなければ、これはどうにもしなかつたとい
うので、すくその電報を打つておつた。さうしましたら、また夜
の明けぬうちに向うへその電報が着いて、夜の明けぬのを待ちか

ねて、アメリカ大使がニヨラス二世に会つて、実はこんな電報が来たという事をニヨラス二世に言いましたところが、露国皇帝は、実は自分は戦争には反対であつた、しかし軍閥、貴族がどうしても戦争をやるというので、それで戦争になつたのだ。また今回もモイツケが出現のときは、できることなら講和條約を締結せしめたいという言ひも言つたが、しかしそれは軍閥、貴族の要求であつて、自分自身としては世界平和を企願しているのだから、アメリカ大統領閣下がどういふような決意を持つておいでになるなら何とかまともなやり方があるので、早く露国から新しい訓電が飛びまして、その結果どうやらどう曲りなりにもあのポーツマス條約ができたのであります。

眞相知らずに有頂天

しかし日本人は、戦争をやれば領土は取るもの、領地は取るもの、そう思つておりましたから、あの講和條約には満足しませんでした。總打事件が各地に起つたのであります。しかししもあの戦争がもつと長引いておつたら、日本は実際どうなつておつたかわからなかつたのであります。このことを国民がほんとうに知つておつたら、その後もそんなに有頂天になつておつたことはなかつたのであります。ところが、そのときに露国に勝つたのは、日本の実力で勝つた、まだいくらでも戦争ができたんだらうかといふことを思つておりましたので、日露戦争後に不景気が襲つて参りました。戦争時代の景気が忘れられずに、日本勝つた日本勝つた、ロシア敗けた

もつて、それでつと不景氣な時代まで押し通したのであります。ところが大正二年のあの不景氣なときになりまして、どうにもならぬと思つておりましたら、大正三年に第一次世界大戦が起りました。それがために、政府並びに日本銀行所有の正貨が三億七千六百万円しかない、正貨がこんなに減つたといつて、善くなつておつたのが、戦争中四年の後は二十一億円を超える正貨を持ちまして、金がこんなにふえた、金の使い道がないといふほど景氣がよくなつて来たのであります。そうして、こんなに景氣がよくなつたのはだれのおかげか、アメリカのおかげだ、アメリカが何でも買つてくれたから、こんなに景氣がよくなつたのだといふので、アメリカでなければならぬといふやうな時代がやつて参りました。そうして先ほども申し上げましたように、農村の青年が購物を着るというやうな事になつて、國をあげて、アメリカのおかげで生糸が天井知らずになつたんだといふやうな事とでアメリカのまねをする風が非常に強くなつて参つたのであります。

しかるに大正九年の三月にニューヨークの株式が暴落をいたしました。それがきっかけとなつて、第一次大戦後の世界的不景氣が襲つて参りました。そのうちに関東の大震災もつて、日本の經濟界といふものは、ペンヤンになつてしまつたのであります。それでもなおアメリカのまねをしなければならぬ、まねをしないといふ氣が拭い去れないで居ましたが、アメリカは世界第一の金持の國であつて、何でも大しかに事をやるのがアメリカの特長であります。アメリカの良い点はそこにある。よその國のできないやうな、金を惜しまずに大しかにやることをやりまして、その結果原干燥

国民性を軌道に乗せる者

な、金を惜しまずに大しかにやることをやりまして、その結果原干燥

でありますから、終戦後はこれにこりて、外国のよいものは何でもとる、しかし悪いものはとらない。日本のよいものは保存するが、日本の悪いものは何でも捨てよう、こつちの心を持たなければならぬ、いふ事がありました。今度は、きつまで奥書米英と言つておつたのを、たまたまにしてアメリカだといふことになりまして、アメリカのまねをやる。ところが講和條約が締結しますと、今度は反米キキといふ空氣がだん／＼強くなりつて参ります。われ／＼はこの間にもつと冷静に、アメリカの占領政策といふものは悪い点もあるが、よい点もある。その日本に適するものを取上げて、日本に適さないものは、これは惜しげもなく捨てていのであります。ひとりアメリカといわず、どの國の持つておりましたものでも、よいものはどこまでも見習つてよろしいのであります。悪いものはどこまでも捨ててよろしいのであります。それをどこの國がよいとなると、もうその國のまねをしなければ人間でないといふやうな事になります。戦争中のように、日本がよいといふと、何でもかんでも日本がよい、悪いことまで日本がよいといふよ

うな気持になる。この極端から極端へ走ることの日本の国民性、これを一朝一夕には直すことはできませんが、こういつたような極端から極端へ走る国民性、これを軌道に乗せる人はだれか、地方自治というきわめてじみじみした事に携わっているところの指導者でなければ、わが国民のこの極端から極端へ走るところの性質をためることは不可能な事でありませぬ。この意味におきまして、皆さんこそは、この日本の民族性としての短所をためていたなくの、最もよい地位においでになる方だと私は確信いたします。こついでいふ点からも、皆さんの仕事というものは、今後の日本を築き上げるためには、非常に大事な地位にお立ちになつておられるといつてよいのであります。昨年イギリスへ行きました、イギリスでは官吏から市町村官吏になつたといふ希望者は相当多い、しかし官吏から市町村官吏になつたといふ希望者はほとんどないといふことを聞きまして、イギリスの地方自治が發達するのはどこにあるのだと思つたこととあります。それがなせなせというよりは、官吏よりも市町村の方が重んじられているか、それは社会的な地位が昔から上にある、市町村官吏の俸給がよい、そればかりでなく、自分の市町村の代表者といふものを非常に尊敬いたしております。ロンドン市長たるか總理大臣たるかといふくらいに、小さな、人口わずか二万、三万のロンドン市長——ロンドンには二十九の市がありますが、日本でいえば区といつてもよいような市、しかもその中の一番小さな、人口わずか一萬のロンドン市長が、總理大臣と同格に扱われておられます。国民が尊敬いたしております。どの市町村内におきましても、その市町村の代

表者が第一人者である。キングである方がクインである方が、その町村に入つた以上は、町長長の言うことには服従しなければならぬといひ、それくらいにその代表者は尊敬せられております。従つてその代表者を助けるところが官吏また議員が非常に尊敬されて思つておられます。日本もそこまで至るには相当の年月を要するとは思つておられます。この府県の町村会また郡の町村会の事務局がわすかご数年の間に今日ほど整備されて来たことを見ますと、私は今後ほんのわずかの間でもつて非常に強固なものになることを確信するものでございませぬ。

二、三十年後の日本に期待

昔から一つの文化が老成いたしまして、その轉換期にありますと、この轉換または革命を指導する原理といふものは、自然にかえれという精神であります。フランス大革命を初め欧米における革命には、常に自然にかえれといふことを申しておるものであります。従来ある一部の者が権力を握つておつた、そして文化そのものも、根柢からふちこわし、技巧のない質村な、人間のほんとうの性質に合う自然の状態にかえすのが革命である、さういふような考えでもつて革命が行われておるものであります。明治維新は革命だといわれておりましたが、明治維新のあの大家もやはりさうであります。長い間の封建制度のもとに、百姓町人は言いたいことも言えない、したいこともできなかった、それが封建制度を打破つて、さうして平

民の元氣といふものが急に出て参りまして、この百姓町人の元氣が出たことが、日本をしてわずか数十年前の間に戦争までのおの勝々たる發展を遂げしめた原動力であつたのであります。今後においても同じこととあります。占領下においていろいろわが日本の国民性に合わないような制度も立てられておられます。この機会におきまして、これをわれわれの自然の性質に合うようになり、この国土に合うようになり、變更を加へまして、さうして皆さんのように郷土の事情をどうまでもよく御存じの方を中心にして、さうして大活動をするならば、おそろく日本は、ほんのおすかの間でもつて復興するばかりか、世界人類に大なる貢獻をなし得ることを私は信じて疑わないのであります。ドイツが興隆いたしましたとき、欧州の野蠻國といわれたドイツがわずか二、三十年の間にあの大をなしてあります。歴史は長い革命以來二、三十年の間にあの大をなしてあります。歴史は長いのでございませぬ。國の生命は永遠でありましようけれども、その一國、その民族が興隆いたしますのは、わずか二、三十年の間でもつて、どちらかへ決つておられるのであります。こゝを考へて参りますと、日本でも、改行はいたしました、今後二、三十年の間、おそろく世界文化の中心となつて、眞に文字通り文化國家として、世界人類に貢獻する時期が来るに違いない。これを持ち来すには郷土に根ざした教育を施すことが第一であるのであります。それは郷土に根ざした教育といふものは、皆さんのような實際の自治政に関心をお持ちになり、またそれに携つておられる人々の手によつてのみ實現出来るのであります。

どうか、今日まで余のためにいふ御努力になりましたが、今後一層御自覺になりまして、単にこの町村会のためというのではなく、日本再建のために御努力あらんことを切望いたしまして、私の話を終らしていただきます。
(昭和二七・二二、於系統町村会職員研修会)

好評！ 三版出來

全国町村会編 最新地方自治講座

A5四三〇頁 頒価二〇〇円・送料 五〇円
内容 地方自治について自治庁次長鈴木俊一 ▲憲法について法制局第一局長高辻正巳 ▲地方自治法自治庁行政課長長野土郎 ▲地方自治と広報活動自治庁連絡課長松村清之 ▲地方財政について自治庁財政課長野野誠 ▲地方自治行政課長松本晴男 ▲公職選挙法自治庁選挙部長金丸三郎 ▲地方公務員法自治庁公務員課長佐久間謙 ▲民法法務省民事局第二課長河川清道 ▲行政法法務省参事官山内一夫 ▲アメリカの地方自治白鳥義三郎その他

東京港区芝西久保巴町三五
発行所 全国町村会 (郵便東京四七六九七番)

町村自治振興について

佐賀市城南中学教頭 岸 辰 雄

佐賀県町村会では昨年平和條約締結を記念して「町村自治振興について」と題し同県下より論文を募集したが本稿はその第一位入選論文である。

第一章 新しい町村自治の姿

第一節 不徹底なる自治

地方自治法が実施されて以来、五年間の自治体の歩みを顧みて気がつくことは、制度としては画期的歩調をとげた今日の町村自治が、その運営に於て期待された程の実績をあげていないという点である。それには種々理由があるであろうが、最も大きな理由は、新制度が意図する自治の理想が地方の実情にマッチしていないためである。現に地方自治法は、制定以来今日迄に大小合計で三回にわたる多くの改正を経ているのであるが、その事業を顧みても現行制度が現実の地方の姿と如何に違つてゐるかを、従つてまた如何

かに調整にその修正が必要であつたかを知ることができるところである。然し、我々が注意しなければならないのは、この様な煩雜なる法の改正にも拘らず、現在の町村自治が今尚極めて不徹底であるといふことである。それらの不徹底な諸点を要約すれば、大体次の三つになるであろう。

先ず第一に、現在の町村は、その自治体としての任務が不明確である。即ち、今日の町村は、完全自治体である以上当然明白な固有の事務を有し、自治体としての任務が明確でなければならないにも拘らず、現実の町村事務の中には団体委任、機関委任等の事務が混入し、国県の権限関係が多岐にわたる。それらの補助金を減らせば、業務に於ける民生委員の任命が、町村推薦委員会の推薦により、県が監護した上、厚生大臣がこれを委嘱することになつており（民法委員法五）、その経費は国が八割、県と町村とが各々一割を負担することになつてゐるが如きは、その一例である（生活保護法七〇、七

二、七五）。この様な複雑な事務組織は、殊更に自治体としての町村の任務とその責任をくらますものであつて、自治の本旨に反するものと言われなければならない。

第二には、現在の町村はその事務執行に当り自治体としての自主性を欠いている。即ち、その事務は、教育、警察、社会及び労働施設、保健衛生等その大半が法令又は政府の施策によつて措置された事務であつて、同、県の統制を受ける範圍が極めて広く、今日の町村は事実上中央の出先機關の如き有様である。

第三には、現在の町村はその財政自主権を喪失してゐる。即ち今日の町村は、前記の様な各種委任事務を負担しながら、而も事務遂行に必要な財源の保障がないために、これらの所要経費は自己の歳入予算のみを以て支弁することができず、平衡交付金その他の国、県の補助に依存している現状である。従つて、町村は前記の委任事務以外に、その住民が希望する事業を自由に取上げる余力をもたないものであつて、事実上その財政権は中央政府に握られてゐるという方が寧ろ適切である。

第二節 講和後、地方に対する政府の態度

以上述べた如く、今日の町村自治は極めて不徹底であるが、我々が看過してはならないのは、この町村自治が、講和後中央政府の施策によつて、更に一層の後退を余儀なくされんとしている事實である。これら中央の施策の中で、反自治的意圖の窺われるものは大体次の三つであらう。

第一は、法令の改正による自治権の縮小である。その理由とするところは、財政力貧弱な日本の事情から見て、現在の地方自治には不経済非能率な行政が多いというにある。近來中央に於て、自治体警察や地方の各種行政委員会制度に就て、その縮小乃至存廢の論議が盛になつてゐることを、又新地方自治法改正案に自治体の事務及び組織の合理化と簡素化に関する規定が多く、特に自治運営に対する国県の関与権の規定が設けられたことなどは、その顕著な現われとみてよい（法三四五の三、八の二）。

第二は、國家予算に於ける地方費の縮小である。今後の國家の方向が数字に現われたのは、講和後最初の算である二六年度補正予算であるが、この予算は、これを編成した時、当初予算編成當時より平均三割の物価高となつてゐるにも拘らず、物価の補正をしていないのであるから、實際は、政府がこれによつて各費目の予算調整を行い、國策に緩急輕重の差を認めたことになつてゐる。ところが、この予算に於て實質的に増額してゐるのは、僅かに司法警察費、産業救済費、政府の出資投資、平和回復費等の保安関係、講和關係の諸費に過ぎず、地方財政費を初め地方に關係の深い文化民生方面の諸経費は、悉く實質的に削減されておられ、就中地方財政費と公共事業費の削減が最も甚しい。講和後に於ける政府の施策の具體的現われともみられるこの予算に於て、地方経費はこの様な實質的削減を受けたことは、現在の政府の行政が反自治的傾向を辿りつゝ、ある有力な証とみるべきであらう。

第三に、地方自治を圧迫してゐる中央の施策は、その財政経済政

策である。即ち、それは、外国経済との競争の下に行う集中生産政策であり、結果に於ては、少数の重要産業に資金や、資材を集中して、それらの独占的地位を益々強化しているのであるが、この中央の政策は、一方に於て一般中小産業に対し民需の減退、金詰り、原料高等の犠牲を強いる結果となつてゐる。ところがこの様な独占産業の圧迫による中小産業の衰退は直に経済力財力財の地味の不均衡となつて現れるのであつて、その結果自治体の財源を枯渇させ、今日の町村自治を益々窮地に追いこみつゝあるのである。

第三節 不徹底なる住民の民主化

今迄述べてきた新しい自治制度の不備や、講和後の政府の施策の外に、今日の町村自治不振の原因とみられるのは、住民の民主化不徹底のために町村自治の円滑なる運用が妨げられてゐることである。即ち、新地方制度に於ては、住民の参政権が拡大され（公職選挙法九、而も自治に対する住民の直接参加が認められてゐるが（地自法二二、二三）この様な直接民主制度が正しく運用されるには、住民の各々が町村民としての共同意識をもつと共に、自治を理解し自治体運営に深い関心を示す様でなければならぬ。然るに今日の地方の実情は、日本の町村が未だこの域に達してゐないことを示している。即ち、先ず第一に地方に於ては、住民の自治体に対する共同性が完成されてゐない。何となれば今日の地方は、尙所謂封建性の特徴である封建性と階級性を温存されてゐる。住民は自治体に対する共同意識よりも利己的な階級意識が強く、又住民相互間に

の結果であり、又、今日の地方民がこの様な状態にあるといふことは、地方民主化が遅れており、民主的な自治運営がなされてゐない証拠であるといふべきであらう。

第二章 町村自治の振興策

前章に述べた地方自治の実情に鑑み、今後町村の自治振興の爲に必要と思はれることは次の三つである。其一は云う迄もなく現在の自治体の行政を改善することである。其二は住民の心を治め、その生活を安定させ、物心両面に於ける自治の基礎を確立することである。其三は、以上二つの方策を推進する爲の有能なる指導者を選定することである。以下これら三つの方策について分説したいと思ふ。

第二節 町村行政の振興策

一、国家に要請する自治振興策

行政方面に於ける町村自治振興策は、其内容の如何により、地方に於て直に実施し得べきものと、国家の方によらなければ其実施が不可能なものがある。先ず後者に就ていへば、現在の町村が、其自治確立の爲に国家の行政的措置を必要としてゐるのは次の二つである。

第一は、現在の複雑なる町村事務を整理、再配分し、町村の任務と責任を明確にして、町村の自主行政を確立することである。勿論、其等の事務配分は、自治の本旨に基づき行われべきであるが故

於ても、未だ地主対小作人、山持対山麓人、額元対額子等の階級的差別意識が掃拭されてゐないからである。第二に、今日の地方民は、一般に自治に対する理解が乏しく、その関心も亦稀薄である。このことは従来報道機関によつて行われた世論調査の結果等にも現れてゐるが（昭三三）七時事通信社調査、昭三三、九朝日新聞社調査）これを最も端的に証明してゐるのは地方選挙の実績である。蓋し、自治体に於ける選挙は、その適否が直に自治運営の巧拙となつて現れるのであるから、全住民の最大関心事であり、これが適切に行われぬといふことは、即ち住民の自治に対する理解の貧困とその関心の低調を示す何よりも有力な証拠だからである。ところが、我が国に於ては、この地方選挙が頗る不面目に行われてゐる。このことは、全国的に夥しい数にのぼつてゐる選挙違反の件数によつて知ることが出来る。即ち、昨年四月の地方選挙に於ては六二、九一六人に達してあり、首長議員合せて約一九万人にのぼる改選のうち、その三分の一に当る人間が検挙されてゐる。勿論、これは明るみに出た数字のみであるから、尙この外に法網を洩れた暗の違反が如何に多かつたかは推察するに難くない。全国選挙管理委員長牧野良三氏は、この選挙の腐敗を指摘し、我が国の選挙は「選挙ではなく、議員という資格の取引だ。権力と金力と情実力とそれに種々の仕掛けと手帳とで当選を争う賭博だ」といつてゐる（二七、二七、西日本新聞）。この様な選挙違反が行はれてゐる候補者の策動よりも寧ろ選挙民自身の自治に対する無理解と無関心

に、その配分は、（イ）完全自治体たる市町村を第一とし、専ら町村に關係ある事務や、全国画一的に行ふ必要のない事務は、大巾に町村に委譲される様措置せらるべきであり、（ロ）又、町村が其能力に於て、委託事務につき選択の自由をもつ、（ハ）町村の業務的処理を建前とする所謂委任事務は、極力限定される様措置されなければならない。

町村自治確立の爲に必要な第二の点は、其財政的基礎を鞏固ならしめる爲の措置である。其爲には地方税制の改善が講ぜらるべきであるが、然し今日の町村財政難の原因は、徴税方法の巧拙或は国家地方間の税配分率の如何よりも、住民の担税力の枯渇にある。換言すれば今日の町村財政が、農業及び地方的中小産業の弱体経済に依存してゐる点に其窮乏の原因があるのであつて、貧困なる住民から如何に地方税の収奪を試みてゐるのみによつて自治体財政を豊かにすることは困難である。この意味に於て今日の町村財政補強の道は税制の改革よりも寧ろ国庫補助の適正化を急ぐべきであらう。特に今日の町村の如く、保健、衛生、教育、道路等特定の地方だけで特別な取扱をなし得ない事務を有している場合、貧困町村がこれらの事務を遂行するに必要な経費は、結局国庫補助にすがる外はないのである。

唯、世上国庫補助を反自治的であるとする説があるが、元來地方自治が「シャープ博士の所謂「人民により」き生活條件と、より大なる安全と福祉とを与ふる爲に存在する」制度である以上、その目的達成の爲に必要な経費が、国庫から出ようと地方から出ようと其出

所如何はこれ問題を正すには当らない。問題は国庫補助そのものよりも寧ろ其配分方法にある。即ち、国庫補助が自治体に対する政府の態度の具となることなく、民主的公平に配分されるには、如何なる措置が採らるべきかという事である。この見地から見て、現在の国庫補助制度は、自治体の委任事務に附帯した補助金等があり、その種類が多く、又地方行政全体の質の均等化を促す平衡交付金が事実上は標準化の傾向にあることなど、種々の欠点を指摘しているが、就中最大の欠陥と思われるのは、現行補助金の中心をなす平衡交付金が自治体にとって極めて不安定な財源であるということである。即ち、我が国の平衡交付金は地方行政全般に及んでいる為には、其中には土木、衛生、産業等の如く各種の標準費の計算が困難な諸経費が含まれているので、町村に於ける標準費と標準収入の差額である平衡交付金額は、客観的に決定することができず、常に政治的に決定され、国の財政の都合と政治力とによつて伸縮自在となつてゐる。ところが平衡交付金は町村財政によつては極めて重要な財源であるから、この為には町村財政が不安定な基礎の上に立たされてゐるのである。

以上の如き欠陥に鑑み、今後の国庫補助のあり方に就き国家に要望したいことは、先ず第一に各種補助金を整理統合して平衡交付金中心の少數のものとし、政府干渉の余地を狭くして、町村自治を自治体の総合運営に任せて欲しいことであり、第二には現行平衡交付金の算定と交付の方法を改め、一層精密な客観的基礎と現実の資料に基づき算定して其獲得に自治体が政治的衝動を行使する必要をなくすることの上に立たされてゐるのである。

(D) 公務員の資質改善

次に、自治体の行政能力を高めるには、行政運営の面における公務員の資質を改善して、其担当行政の専門化と能率化を図ると共に、綱紀を厳正して服務を厳正しなければならない。其意味に於て、現在の公務員の人事管理は次の二点につき、思いきつた改善が必要である。

其第一は任用を適正ならしめることである。此点に關し、地方公務員法は、競争試験及び勤務成績其他の能力の支配に基いて任用を行つて、メリット・システムを採用しているが、現実の自治行政に於ては依然として情実本位の任用抜擢が行われ、有能公務員の士氣を沈滞させ、又在野人材の公務進出を阻止している。勿論、地方公務員法の任用規定は町村にあつては本年十二月迄其実施が延期されているが、(附則一)民主的能率的自治運営を急ぐならば、敢て法の発効をまつ迄もなく速かに現在の情実的任用制度の弊より脱すべきが当然であらう。公務員を有能ならしめる第二の要件は、其服務を厳正に

とである。

二、町村に於て実施すべき自治振興策
現在の町村が、其自治振興の爲に当然なさねばならないことであり、しかも先に述べた自治強化の爲の政府の施策を促すために必要であると思はれることは、町村自らその自治運営の能力を高めることである。蓋し、現在政府をして自治体強化策の実施を躊躇せしめてゐる最大の理由は、実に自治行政の非能率性にあるからである。然らば今日の町村自治体の行政能力を高めるにはどうすればよいか。我々は其方法として次の四つの方法を提唱したい。即ち、議会の刷新、公務員の資質改善、自力財政の強化、住民の民主化促進がそれである。

(一) 議会の刷新

議会は首長と共に自治体に於ける最も重要な機関である。即ち、其権限は自治運営の殆ど全分野におよび、議會を無視しては如何なる施策も行い得ないというのが今日の自治体の実状である。従つて、自治振興には、先ずこの強力な議會を有能なものとしなければならぬ。然して議會を有能ならしめる道は、これを構成する議員の資質を高めるの外なく、そのためには住民の議會監視によつて議員自身の研修を促す方法も必要であるが、最も簡単にして而も最も有効な方法は選挙の際に無能者をいれない工夫をすることである。然るに今日の地方では、一般に選挙に対する自覚と認識が不徹底である様に思はれる。即ち、一般地方では、(一)選挙に於ける各種違反行為が公共の利害を無視するものであり、選挙民として如何に

することである。此爲に、法は公務員の服務規定を設け、全体の奉仕者としての勤務に必要な各種義務を定めて、(地公法三〇)以下、現実に於ては、一般に公務員の綱紀が弛緩し、責任感の低下、公務運籌等を行つてゐるのみならず、贈賄、公金費消等の犯罪者すら輩出させており、終戦以來昨年九月迄の六年間に発生した汚職事件数は、実に六万九千余に及んでゐる。而も、此等はみな公の職をうけた事件のみであるが故に、我々は向此に可直の追及を免れてゐる無数の事件があるであろうことを想像できる。思うに、この様な公務員の墮落は恐らく戦後の困難なる経済事情に基くもので、大の横な諸種の理由によるものであらう。即ち、第一には公務員が権力的地位にありながらしかもその給与が低く且つ固定してゐるところに、近時各種の物資統制の必要から政治と營利事業との接觸の機会が多くなつたために墮落の誘惑に陥り易くなつてゐるためであり、第二には戦後国民一般に道徳の低下を來し法令監視の風潮を生じてゐる爲であらう。又、第三には、追放其他戦後改革によつて官庁、議會等に行政監視の人員不足と能力低下を來してゐる爲であり、第四にはこれも戦後行政民主化の過程に於て、民主主義に對する理解の不足と不慣れの爲に、自由と放恣との混同或は命令、服従、責任等の諸原則の輕視等を生じ、公務員の内部的統一機構が弛緩した爲であらう。従つて、今後町村に於て公務員の綱紀を正し、服務の厳正を保つには単に罰則を強化するのみでなく、右に述べた様な公務員墮落の諸原因を調査し、その是正と除去に努めることが肝要である。唯茲に注意すべきことは、この厳正の断行に當つて

は、執行部も議會も共に名利を超越した強固な決意を必要とすると共に、一般住民も亦これに協力する覚悟をもたなければならぬといふことである。蓋し、今日の如く過当り主義の政治が氾濫している時代に、綱紀肅正というが如き地味な目だたぬ仕事を敢行することは、名利を追求する現代政治家の容易になし得ないことだからである。然し現在の如き綱紀紊乱の状況が此儘放任されるならば、やがて地方自治は全国的に崩壊への一途を迎へることになるであらう。此意味に於て綱紀肅正は自治振興にとつて不可欠の重要な課題であるが、同時に又極めて実行困難な課題であるといわねばならない。従つて、この重要にして至難なる課題の履行は、單に首長や議會にのみ任すべきでなく、全住民の理解と其積極的協力を必要とするであらう。蓋し自治体における政治的腐敗は、ジョン・デューイも云つてゐる如く、住民の自治に対する無関心の態度に基くのであつて、住民が「政治的問題の処理を少数者の手に委ねるために、それが否否なしに腐敗を醸し出す」からである。従つて我々の恐れることは、住民が公憤を忘れた無努力な存在となることであつて、若し彼等が無爲に沈黙して、汚吏や無能議員が跋扈を逞しくする愚民行政を傍觀する標などであれば、結局今日の自治は住民自らの手によつて破滅への淵に追いやられることになるであらう。

(三) 自力財政の強化

自治振興の要件である自治体の行政能力を高めるには、其裏付けである財政面の基礎を強固にしなければならない。ところが、現在の地方財政は一般に中央依存度が高く、町村に於ても其財政需要を我が、我々が注意しなければならないのは、今日の町村が、此等の財政難を如何にして渡しているかといふことである。今日の町村一般の趨勢では、これに対し、消費面に於て単独事業の繰延べや公共事業の抑制等極力其支出増大を抑え、収入面に於ては法定外独立税の新設や住民別引上げ等地方税の増徴措置を以てこれに臨んでゐる状況である。このことは、全国市町村の中で法定外独立税を設けている自治体が二七九市町村に上り、其等の収入見込額が一億六千万円に達していることや、又本年度から新に住民税の増徴が可能となり、既に新課税方法によつて増徴を図つてゐる市町村が全国市町村の八三%に及んでゐる事実によつて其証明がつかう。

以上に述べた様な課税状況から当然予想し得ることは住民の負担力減退である。此点からみて、今後町村財政強化の爲に、更に新たな税種目の増設又は税率の引上げ等を企てることは、住民の所得が増加しない限り事実上不可能とみるべきである。何となれば、今日の国民所得は極めて低く、戦前前の約八割に過ぎないに拘らず、国民の税負担は当時の二倍以上に上つてゐるのであつて、其負担が過重となつてゐることは、現に全国各地地方税徴収成績が平均二割乃至二割五分程度の不振を示していることによつても知られるからである。

右に述べた如く、今後税の増徴は事実上行い得ないとすれば、税徴保の道は、結局税及び未納税を防ぐ徴税技術の向上にあることとなるが、ここに就ても現在既に極めて不振の状況を示している。

充たす爲には、国庫の補助を必要とする極めて不安定な状況にある。然るに、一方、国家は現在再建の途上にあつて、其財政力も未だ十分回復していないに拘らず、講和後は早くも其自立を廻つて内外の諸費が増大し、其負担加重が必至とみられており、其爲に今後国庫補助増額の困難は勿論、国費増大による地方費の圧縮が危される有様である。従つて町村財政も、此面から他動的に膨脹し、内部的財政需要の増大と相俟つて、益々赤字を大きくする危険に迫られてゐると言わなければならない。此様な国内情勢の下に於て、町村自治体が其財政強化を図るとすれば、結局自力を恃むの外なく、其既存の固有財産の確保に努めると同時に、可能な範囲に於て最大限の経費節減を図ることが残された道である。

(イ) 固有財産の確保

町村の固有財産は、使用料、手数料の如き少額収入を除けば、税と企業収入と起債の外にはないのであるが、其中でも起債は所謂町村の借金であつて健全なる財源とはみることができないのであるから、嚴密な意味に於て町村の主たる固有財産は税と企業収入のみといふことになるであらう。

先ず第一の財源は税であるが、徴税を確保するには徴税対象である住民の負担力に就て熟知していなければならない。其意味に於て、我々は先ず今日課税徴収困難に陥つてゐる町村財政の現状から其検討を初める必要がある。今日の町村が極度の財政窮乏に苦惱してゐることは、昨年度地方財政の決算に於て示された全国市町村の歳入不足総額が二百億を超過している事実によつても明らかである。

納税成績を今後高度に引上げることは容易ではない。然し、今日の納税不振は、單に住民の負担力減退のみによるものではなく、同時に住民の納税倫理の低下、税務職員の資質並に徴税技術の低下等各種の原因がはたらいて招来されたものであるが故に、これらを是正する道は講ずるならば、現在の納税成績を引上げることは必ずしも不可能ではないであらう。然して其爲には、先ず税の公平確実を期し負担の合理化と均衡化を図ると共に、一方に於ては違反者に対する罰則強化、納税倫理の育成等の各種の措置が採られなければならない。然し徴税確保の最良の方法は、結局住民の負担力を増進することであり、此意味に於て郷土産業の振興と住民の経済生活の向上が町村自治確立の先決問題となるであらう。

町村財源の第二は公企業である。既に述べた如く現在の国情に於て徴税の確保が困難であり且つ、今後の町村復興にとつて住民の資本蓄積及び災害復旧、国土開發事業の必要性が増大している時、我々は町村に於ける公企業の財政的価値を過小評価することはできない。然し公企業は、其が収益を目的とする企業でありながら、而も一方に於ては公共的性質をもつものであるが爲に其経営に就ては種々の制約が存在する。即ち、第一に其は民業を圧迫してはならない。公企業は本来公益目的か又は私人によつて経営不可能な大企業であることが建前だからである。第二に公企業は非道徳的であつてはならない。公共の福祉増進を目的とする自治体存立の本旨に反するが故である。此意味に於て、最近流行の競馬、競輪等の賭博的興業場の経営の如きは、住民の射撃心を助長し、其勤勞精神を蝕む悪

企業といふべきである。第三に公企業は投資的事業であつてはならない。其は地方財源として有効に用ゐるべきものでなければならぬからである。以上の制約の外に、尙公企業は其資金の活用は於て企業効率の低下を招き易い欠陥をもつてゐる。一般に公共投資は生産的に使用される傾向があるからである。従つて、今後自治体が補充財源として新たに公企業経営を企図するならば、先ず其設置並に経営に要する人的物的諸経費とこれによつてあけ得べき収益との資金別率につき十分な科学的検討を加える必要があるであらう。

(D) 経費の節減

財源の確保と共に、町村財政強化の為に必要なのは自治体の支出節減であるが、此は自治体の行政組織及び事務の合理化並に其冗費節減を図ることによつて行ふの外はない。

(1) 行政組織及び事務の合理化

現在の自治体は、其財力以上に行政の機構と人員を拡大してゐるが、其は戦後の地方改革の結果事務が膨脹した爲である。従つて機構の簡素化は必要であるが、機械的な簡素化と人員縮小は却て効率低下を来す虞があり、此を避けるには設備、備品は勿論、職務環境の改造が必要であるので、貧弱な町村財政のよくなし得べきことではない。従つて、現在可能な行政組織と事務の簡素化は次の如きものに過ぎない。

第一は形式尊重の官僚的風習を改めることである。今日の公務員行上、その最も甚しいのは文書の繁文縟礼である。其が紙の浪費であると共に上司の過剰の爲に事務の即決を妨げ其停滯を招いてゐるが

如きは明らかに官僚的因習であり、此を打破するならば、今日の役所事務から紙と時間と努力の冗を省き、人的物的経費節減が可能となるであらう。第二は諸種の調査事務を簡素化することである。今日の公務の中には調査事務が多く、而も其等が互に無連絡不統一に実施される結果、殆ど同様の内容をもつ調査が反覆実施され、末端行政事務を煩雑ならしめ、時間と人の浪費を招いてゐる。思ふに此等の調査は、実施後の整理と連絡とその合理的保存法につき工夫すれば、其簡素化は必ずしも不可能ではない。第三は諸種の委員会出張とを整理し、此を少くすることである。戦後の行政民主化は各種委員会出張の機会を多からしめてゐるが、其結果からすれば、多数者の時間と経費を要する調査に得る所は尠く、却て行政の非効率を招いてゐる。自治体の経費節約の爲には、少数精鋭主義の方針により、各公務員の職務と権限を明確にして、右の如き多数密合主義の非効率行政を避けることが必要である。第四は現在の必要事務の網羅主義を改め、重点的に事務整理を行ふことである。即ち今日の町村事務の中には、此を仔細に検討すれば、其中には既に必要性の減じた純粋事務或は民間移譲を安当とする事務が含まれてゐるであらう。此等を重点的に整理し、不必要なものを縮小、廃止又は民間に移管すれば事務の簡素化が可能である。第五は、現在必要以上に其数を増大してゐると思われる決議機関の構成人員を縮小することである。此点に就き、我が国と殆ど同様の地方制度をもつ米國に於ては、人口五万乃至十萬程度の都市ですらも、僅に三名乃至九名程度の少数議員によつて運営されてゐるに拘らず、我が國に於ては、

人口二千未満の町村すら十二名の議員を擁してあり、米國の約十分の一程度の国民所得しかもたない日本の地方議員定数としては、その余りに豪勢なことには一驚を喫せざるを得ない(地自法九)。而も、新しい町村議会は、曾ての其の如く、単に執行機関の施策を批判する機関でなく、自ら企画立案した施策を執行機関をして執行せしめるのが本旨であるが故に、事務処理の迅速を期する上からも却て有能な少数者の運営が望ましく、又民意を代表するといふ立場からいつても、現在では首長自身が公選されてゐる爲に議會に多数議員をおく必要度は極めて少なくなつてゐるものとみななければならぬ。改正法律案には此点が考慮されてゐるが、町村は現行法の下に於ても其縮小が可能であり、此意味に於て一昨年十二月、二分の一縮小を断行した布施市は今後の地方議会の在り方に良き先鞭をつけたものといふことができる(地自法九二)。第六は位置分合により町村の規模の合理化を図ることである。即ち町村事務の増大と財政膨脹に對するには、弱小自治体は自給的に合併統合して行政区域を適正化し、二重の経費支出を節減しなければならぬ。唯、此が実施をみる爲には住民が目前の利害計算や部落的なセクト主義を捨て、大局的見地から郷土振興を図る見識をもつことが必要である。

(2) 冗費の節減

自治体の冗費は其殆ど總べてが、既に述べた公務の細紀細履及び行政組織と事務の不合理性に基いてゐる。唯、其中でも特に劇然たる冗費とみられるのは、職後著しく多くなつた諸種の宴会に於て、

飲み其他の爲に浪費される旅費交際費等である。此等に要する経費が如何に膨脹してゐるものであるか例を在りてみてみる。同市の昨年度半期追加予算に於ける歳出の一部である議會費約四五〇万円の中には其の六四%に當る約二九〇万円が、旅費交際費にあつてゐる。又其後所費一四五九万円の中には其の一八%に當る約二七〇万円が旅費、交際費として計上されてゐる。以上の例をみても、今日の自治体経費の中には如何に多くの冗費が潜んでゐるかが判るであらう。此等の冗費を生む會合の理由は凡そ次の三つになると思ふ。其第一は管下の許可、認可、補助金の交付及び物資、資金の割当が増加した爲に自治体、官民間の交渉、陳情等が多くなつたことである。第二は官庁職員、地方の監察調査が多くなつたことであり、第三は新制度により議員の行政関係が多くなり、議員自身の視察調査や陳情が多くなつたことである。従つて此等の冗費を節減するには議會の簡素化、通信による交渉陳情の実施、宴会政治や待合政治の廃止等が必要であるが、特に重要なことは、住民が其所屬町村の自治運営を監視して其是非を批判し必要ある時は監査を請求して(地自法七五)、其責任を問ふ積極的態度をもつことである。

(四) 町村民の民主化促進

本稿は此迄町村自治振興の爲に必要な諸種の方策を明らかにしたが、此等の方策も自ら、議會、住民の三者の相互協力がなければ其実施は不徹底となるであらう。其意味に於て町村自治確立の爲に最も重要なことは先ず第一に住民が、自治を理解し其運営に関心を抱

くことあり、第二に、住民と其住民に依て選ばれた自治体の各職
関との双方の意思が不断に疎通することである。其中でも特に今日
の如く新制度生れて日浅く、国民が其運営に慣れていない段階に於
ては、住民の自治に対する理解と関心が一層重視されなければならない。何となれば若し住民が自治に對し風潮半の態度をとるならば
自治運営はいつしか民意を離れ、一部の人間の意の儘に動かされる
こととなり、地方自治の民主的基礎が破壊されることになるからで
ある。そして住民の自治に對する理解と関心を勿論彼等自身の自覚
に俟つべきであるが、先にも述べた如く地方民主主義完成の今日に
於ては、寧ろ積極的に彼等の関心を刺激し、其注意を喚起する指導
が必要である。現に今日町村自治が、其財政面から破綻の危機に
瀕しているにも拘らず、一般住民は各々自己の私生活に専念して自
治に對し無関心の態度を示しているが、此は畢竟自分が自治体の主
人であり、自治体の危機は結局我が身に及びうる火の粉であるとい
う自覚を欠いているからに外ならない。思ふに、此様な無自覺の
根本原因は、一つには日本の地域社会が古い伝統や風習の重圧の下
にあつて、政治の民主化というが如き外來の生活様式の生長が困難
であること、又一つには新しい自治が手えられなかったものであつて住
民が其内容と運営方法を暗いことに基づくものである。従つて町
村自治振興に最も重要な住民の民主化は、長期に渡る啓蒙運動によ
つて彼等に自治に對する認識を身え、これに習熟させることから始
めなければならないであらう。

第二節 町村自治振興の基礎工作

傾向にあり、従つて、国民一般の社会常識も当然低位にあることが
推察され得るのである。今日の町村自治が法制的には漸期的進歩を
取つていながら、其運営がこれに伴うことができない、例えば人材選
出の爲の選挙が、公職を利用して私腹を肥す政治オースに悪用されたり、或は又衆意の粹が盛らるべき議会の議事が無業者の小田原評定
に終るが如き制度と實際との不一致を露呈しているのは此爲である。
蓋し、理想の社会は法律や制度の改善のみによつて実現するも
のではなく、此を実現するには、此等の法律や制度を理解し、自己
の生活をこれにマツチさせてゆく住民の進んだ社会常識が必要だから
である。従つて、自治振興の爲には、爲政者は今後意を教育に用
い、住民の政治常識の向上を図り、能率的自治運営の基礎を培うこ
とを忘れてはならないであらう。

(一) 情緒的国民感情の陶冶

住民の一般教養を高める爲に、次に必要なことは我が国民感情を
反省陶冶して其不合理なる情緒性を是正することである。即ち、従
来、我が国民性の特徴は其情緒性にあると言われているが、これは
一面に於ては「宿一飯の仁義にこそ自己の命を賭ける様な純情な面
をもつており、或意味に於ては我が国民の美点ともなつてゐる様に
思われるが、唯これを無反省に容認して其欠点の是正を怠るなら
ば、其は次の様な点に於て寧ろ現代の民主的自治を破壊するも
のとなるであらう。第一に、其は反共同社会的である。何となれば
此感情が純情たり得るのは義理人情という封建的な相対的恩讐の世
界に於てのみであり、共同社会全体の立場からいへば却て其内部に

前節に於て、町村の自治振興を目的とする諸種の対策を述べた
が、今日の民主的自治制度の下に於て此等の対策が如何なる程度に
効を奏するかは町村自治全体の基礎である住民の一般教養と道義
心並に其経済生活の如何にかゝつてゐるといわなければならない。
従つて、今後の町村自治振興を完全なものとする爲には、政治的な
ものと同時に基礎的なものを建直すことが必要であり、其意味に於
て住民の一般教養水準の向上と道徳の作興並に其経済生活の改善が
極めて重要であることは云々迄もないことである。以下此等に就て
分説してみたいと思ふ。

一 住民の一般教養水準の向上

(一) 社会常識の向上

カール・ポラードが其著「普通人への新たな期待」の中で述
べている様に、安全にして進歩的な社会を作るには、小教の非凡人
を養成するよりも一般人の平均水準を高めることが肝要である。平
坦な曠野にそびえ立つ巨木の様な偉人であつても、其唯一人に万人
の運命を托さねばならぬ社会程心細い社会はない。其様な社会はや
がて其偉人の死と共に亡びなければならぬからである。我々の町
村振興にしても此を水鏡的な健全な社会とするには住民全体の一般
教養が、恰も巨大な曠野をひいてそびえる富士山の如く漸層的な幅
と高さをもつた社会とならなければならない。此意味に於て今日の地
方住民が、其一般教養として先ず身につけなければならないのは健
全なる社会常識である。ところが現在の日本に於ては、国民経済の
貧困から、一切の知識の源である教育が非営利性の故に監視される

対立を醸す派閥的感情となるわけであつて、すべての人が自他の人
格を尊重しつゝ全体の福祉の爲に平等に協力しなければならない民
主的共同社会とは相容れないものとなるからである。第二に、此感
情は非合理的である。即ち、これは其情緒性の故に反理性的であ
り、批判的冷静さを欠く。従つて此が満ちれば往々にして所謂ソ
ール・テンションと化し、建設の爲に振られるべき斧を却て破壊の
爲に振りぬる愚を生ずるのである。又第三に、此感情は持
久性に欠けてゐる。即ちこれは激情的である爲に、一時的熱狂性をも
つが、其激情を永續させることができない。従つて、此感情は銀香
花火的な一時的運動には適しているであらうが我が国に於ける自治
建設の如く、長期に渡る忍苦と耐乏を要する運動には全く不適であ
ると云わざるを得ない。以上の点に鑑み、今後の町村自治建設の爲
には、住民が右に述べた情緒的国民感情を陶冶し、広く皆か手を懸
く協同性を培うと共に、冷靜批判的に且つ如何なる困難にも堪
え得る様な強靱なものに改造してゆかねばならないであらう。

二 道徳の作興

自治振興の爲の精神的支柱として、住民の一般教養の向上と共に
町村社会に於て重視しなければならないのは其道徳の向上である。
即ち今日の地方社会には會ての誠実、朴直、勤儉等の道徳的風氣が
類れ、此に代つて利己的享樂を求め、悪風が次第に蔓延しつゝある
のであつて町村自治の精神的基盤は此面から蝕みつつある。如何
なる社会でも其興隆の氣運に向つては必ず其社会の全員が精神的純
潔を保ち、未來の理想達成の爲に、各持場持場に於て其責任を自覚

し、身心を緊めて当るといふのが歴史の示す鉄則である。此意味に於て、郷土の自治振興の初歩を踏出すに当つて、先ずなすべきことは、町村住民の一人一人が、其胸に良心的覺醒の聖火を灯すことである。これによつて道徳的に頹廢した各自の環境を照らし、これを淨化することである。唯、此場合我々の最も恐れることは、政府や自治体の施策が国民の墮落を助長する方向に進むことである。財源獲得の手段として行われているといふ、政府や自治体が宝蔵発行や競馬場経営によつて自ら刑法第三章の規定を蹂躪しているが如きは其適例といふべきである。此意味に於て、我々は新日本に於ける国家と地方の再建の爲に、政府及び自治体の当局者に対し、先ず確固たる道徳的樹立を強く要望したい。何となれば、新しい祖国と郷土の建設には、先ず何よりも国民や住民の眞剣な勤勞態度の強化が必要であるが、其爲には国民にとつて働き甲斐のある社会が用意されなければならない。ところが其様な社会は「正直者が馬鹿をみる」様な所謂要領の社会ではなく、眞面目に働く者に正当な報酬が報いられる道徳的社会に外ならないからである。

三 住民の経済生活の改善

以上に於て、私は町村自治振興の基礎として住民の一般教養と其道徳性の向上が必要であることを述べたが、人間の精神生活は其経済生活を離れては成立しないのであるから、住民の精神生活を引上げるには其経済生活も亦引上げねばならない。のみならず、住民の経済生活の向上なくしては現在の町村財政の窮乏の打開も亦不可能である。其意味に於て、如何にして各困る地方民の所得の増大を

図るかといふことは町村自治振興の成否に關わる極めて重要な課題であると言わねばならない。然し、現在の中央と地方に於ける住民の所得差は、其生産手段の相異から生ずる利潤差に基くものであるが故に、地方民の所得を増し其経済生活を改善する途は結局地方産業経営の合理化と能率化によつて其利益の増大を圖るより外ないであらう。そして、地方産業の経営の合理化と其能率向上の爲に、今日町村に於て考えねばならない、具体的対策は次の四つである。

第一は農業に於ける過剩能力を効率的に使用することである。現在地方に於て解決困難とされている問題は、最近著しく増大した国内人口の相当数が、潜在失業者として農業に吸収され、其爲に農地の零細化を生じ農家の経営を困難ならしめていることであるが、地方産業振興の爲には、この解決を單なる人口増加の抑制にのみ求むべきではない。寧ろ積極的に新しい郷土産業を育成してこれに過剩人口を振りつけ、農家の負担軽減、農地経営單位の拡大を圖ると共に、其過剩能力を他産業の爲に効率的に使用する方法が考究されなければならない。

をきりかえることが絶対的要請であるといわねばならない。即ち今後の農業は、最早牛馬の如く身体を酷使する農夫ではなく、かなり高度の科学的知識をもち、其を实地に生かしてゆく技術の持主でなければならぬであらう。

第三は、災害防止に対する施策を強力に実施することである。地方産業を振興させるには、單に其を育成することのみでなく、同時に其を災害より保護することが必要だからである。其意味に於て、年々台風の爲に莫大なる地方の富が奪われてゆく我が國の如きは、当然強力なる災害防止の措置が各地に講ぜられるべきであるにも拘らず、現実には、各地方自治体は其財政困難の故に僅かに急を要する復旧事業のみを彌縫的に実施するのみであつて、治山治水等の恒久的事業は殆ど何等の進歩も示していない実状である。此様に現在の地方行政に於て、災害防止の如き重要施策が財政的に不可能となつてゐるの、もとよりこれに対する國庫の援助不足もあるが、一つには現在の自治体に於ける予算の配分が庁内各部課の間に行われる我田引水的な予算争奪の爲に、結果に於て露花式の平均配分となり、重要施策に要する経費の重点的配分が妨げられているが爲に外ならない。然し自治体予算の此様な配分は、其が尙も民意の代表である議會によつて決定されている以上、結局は住民一般の災害防止の必要性に対する理解と關心が不足であり、其実施を強要するだけの積極的熱意に欠けている爲であるといふの外はない。従つて、今後此問題の解決に必要なことは、先ず官民すべての者が、自然の暴威が國家並に地方の経済建設に及ぼす影響の甚大さと其防止の必

要性を再認識することであり、次に其根本的解決の爲にはあらゆる犠牲を厭わぬ勇気の決意を固めることである。今や國家再建の前途にある我々にとつて此際最も取むべきことは、目前の安逸を貪らんが爲に、郷土産業の基礎を築く百年の計を重んずることである。此意味に於て、我々は、かのデンマークの愛國者スガスガが、父子二代の不退縮の努力によつて全國民の絶望を打破した植林事業を完成し、今日彼の祖國を以て世界屈指の農業國ならしめてゐる嚴肅なる事実から多くを學ばねばならないであらう。

第四は郷土産業の綜合的開發を圖ることである。今日の主たる地方産業は勿論農業であるが、農業は元來耕地や收穫機械の法制等の絶対的條件によつて制約され其發展にはおのずから限界がある。従つて、農業改善のみを以て町村経済の向上を期待することは不可能といわねばならない。此意味に於て、今後の地方産業開發の道は、先にも述べた如く新しい地方産業を育成し、そこに農業経営近代化によつて生ずる遊休能力を振りつけることであるが、ここに注意すべきは新地方産業選定に於て郷土の特長が十分にとり入れられなければならないといふことである。即ち自由競争激烈な産業界にあつて、資本、交通其他各種の立地條件が中央に比べて劣位にある地方産業が、中央産業との競争に堪えてゆく爲には、適地産業主義により、其郷土のもつ人的、地理的に有利な條件が最も有効に活用されなければならない。そして此等の地域の特長を最高度に利用する方法は植林、蛋白質資源、纖維資源、其他地方に於けるあらゆる未利用未開發資源を最も計画的効率的に開發して、其等を組織的に關係づ

ける聯合開発の事業を興す以外にはないであろう。然し此事業は単に「町村のみ」によつて実現し得べきことではなく、其実施の爲には全県一体或は他県との協力も必要であるが故に、今後の町村は其相互提携を「層層密に」しなければならぬ。

以上を以て、我々は地方産業振興の爲に必要な諸種の具体的方策にふれてきたのであるが、然し自治振興の基礎である町村民の経済生活の安定は、単に其収入の増加のみによつて得られるものではなく、同時に其消費生活に於ける元費の節減によつて確立せらるべきものである。此意味に於て、今日の地方に於ける冠婚葬祭等の儀禮的風習の節減化或は家庭生活に於ける家事の合理化等消費面に於ける地方生活の改善が、今後の町村民の経済生活向上の爲に少なからぬ影響をもつものであることを改めて銘記しておく必要がある。

第三節 指導者の必要と其選定

町村自治の振興は、略すれば町村民の福祉に関わる問題であるが故に、其促進は町村民自身の自覚的結合による組織的活動に俟たなければならぬ。従つて此種の運動には、人々に問題の真相を伝えて其自覚を喚起する教育と彼等の意志を組織化してこれを具體的實踐に移す指導とが必要であつて、故に指導者に対する要請を生ずる。指導者選定に就て注意を要するのは云う迄もなく其指導力である。即ち、先づ第一に指導者は技術的指導力を持たねばならぬ。町村自治振興運動は、振興対策そのものが既に述べた如く極めて多岐であるが故に、指導者も亦、指導を要する各部門に於ける専門的

知識、技能、経験の所有者であることが必要であり、言や社会的地位によつて選ばれたロケット的存在であつてはならないであろう。第二に指導者は人格的指導力をもたねばならない。即ち指導は本来指導者に対する人格的傾倒によつて行われるものであるが故に、指導者の人格的素質如何によつて其の結果が左右される。

人材を得んとすれば其選定を郷土人にのみ限ることなく、広く日本国民の中からこれを求めべきであり、其爲には、住民全体が従来如き偏狭な郷土中心的排他心を捨て、人材を郷土に納れ、深く其根をおろさせるだけの寛大さと親切さをもつことが肝要である。

結 語

今迄町村自治振興の爲に必要なと思われる各種の方途を述べたが、茲に再び我々の認識を新たにしておきたいのは、今日の町村自治の不振が単なる制度上の欠陥乃至は自治行政の拙劣等よりも寧ろ敗戦後の民生の不安という國家の病患に根ざしていることである。ところが、元來社會の病患には即効の妙薬はなく、特に其原因が深ければ深い程其対策も長期に渡らねばならない。曾て、國民所得の九〇%を無謀なる敵費に投じて、悲惨なる結果を迎えた体験未だ生々しい我々にとつて、何が可能であり、何が不可能であるかは、おのづから明らかである。要はことこの成否にあるのではなく、この重要性に対する人々の認識如何にあるといわなければならない。

地方財源論争と町村

参議院地方行政委員会専門調査室 法 貴 三 郎

(I) 伝説のないところでは当然のことを通すにも骨が折れる。早い話が小笠原流のシツケを受けていれば問題はないが、東京の田舎者では、立派な古尊政に通されれば、湯茶を呑むにも喉のあたりがムツがめいという訳である。恒例の地方財源論を繰り返すのを見ることに感ずるのは伝説を欠く日本の地方財政の悲しさというところである。地方財政需要の増加が主として法令上の義務の増加による負担の増加に原因するに変わりなく、こまかい計算を見せれば財源措置の要求をしなければならぬことになつてゐる。

第十五国会中の補正予算の提出で、平衡交付と起債の追加増額がまた問題になつた。地方財政委員会の廃止で、地方団体の計数の上になつてその利益を擁護する機関がなく、政府部内で自治行が突張るにしても、一旦、政府の方針が決定した後は、むしろ、自治庁も政府の一機関として、その決定の正当性を辯護するに傾くであろうから、今後の地方財源論争については、地方団体自身がほとんど、

適確な計数を持つて運動する必要があるといふことは解り切つたことであるが、理論として解り切つてゐることは、実行については、解り切つてゐるといふことは問題が別なものである。結局、問題の焦点があまりはつきり出ない中に、政府原案のまゝに押し切られた感じが無いでもないのであるが、平衡交付金の増加二百億、当初計上額千二百五十億と合せて千四百五十億、起債の追加増額百廿億外に公券債五十億以上を増加するから、これも当初計上六百五十億（別に公券債八十億）に比較してかなりの大幅増加であるといつた安易な考え方は事實を理解しないものといふべきであらう。特に町村の場合において、この感じが深いのである。単に計数の外面にとらわれて議論してゐるのは町村財政の問題はいつになつても合理的に解決されるということはあるまいと思ふ。

(II)

町村財政の根本はまず(一)それが一つの生活体といふことであり(二)住民に不可欠のサービス或は施設の提供者であるといふ

ことであり、(二)その財政需要の主体はそれぞれ町村によつて全く事情を異にしていることであらう。かかる現在の平衡交付金制度は標準的な団体について最低の行政費を確保するということになつては過ぎないものである。民主政治の原則が、すべての国民に権利と義務の平等を保障することにある以上、それに要する経費について、国の財政が最低の部分だけは保証するといふ根本の趣旨は結構なことである。しかし、それであるから、問題のすべてが解決したものであると思へば、それは非常な間違いといふのであらう。現に地方団体の不平等は平衡交付金制度の採用以後も旧に倍しているのである。

これにはいろいろの理由もあると思ふ。平衡交付金法上の財政需要、或は財政収入の計算方法があまりに精緻複雑にすぎ、町村の理事者にすら理解し難いということもその理由の一つであらうと思ふ。また、個々の町村が、具体的にその計算方法の実際にあつて、個々の団体の特殊事情に合わせるのを以つて改めることは出来ないと突張られることもその理由になつてゐると思ふ。具体的にはそれぞれの立場によつて、それぞれの立場から異議を申立て、いるのであるが、更に根本にさかのぼると、実は平衡交付金制度の性質上、必要なるべき臨時経費の財源といふものはその必要の度にと全額担負か、或は融資の方法が講せられていないことか、最も根本の原因をなしているのではないかと思ふのである。町村財政の確立については、今後この点について具体的計費を示し、強く主張

するのが、一つの道であらうと思ふのである。

(三)

例えば学校についていふと、新築、改築は町村としては資金の有無にかかわらず、必要な時は必要といふことである。平衡交付金上の財政需要の見方はこの必要な臨時経費には及んでいない。要するに学校の再建築価格を耐用年数で除してその金額が学校建築の償還費として見込んでおかない。しかも、この償還財源すら、全体の財政需用の中から紐付としてとりわけられる訳ではないから、別に積立ててあるといふことでもない。故に実際に学校建築を要する年度には財政需要に見積られていた金額の何倍かの財政負担がかかつて来ることになるのである。もとより、学校建築については国庫補助金もあり、また自己負担額については起債も許されるが、この場合、起債の許可額は自己負担額の二分の一程度といふことになつてゐる。その他の部分は一般財源の中から何とか支出しなければならぬといふこととなるのである。平衡交付金制度は結構であるが、必要な臨時経費について全額起債を認めないといふことは、片方の足を棒杖にばかりつて歩いて行かざるに等しく、また凹凸のある地面に均整する足をそろえて立てと命令されるに似ている。輕便に立てなければ出来にくい相談といふことである。町村は、この際、異議を申立てる理由が充分にあるであらう。

(四)

町村財政について問題が多いが、まずその第一歩として解決されなければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方も大切であるが、同時に、臨時経費については、その自己負担分については起債の自由を獲得するにあると思ふ。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経費の大部分のみが主として算定されているのである。臨時経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動していることなることは当然といふのであらう。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によつて解決すべきものではなく、町村財政の條理に基く要求として全体的、一般的に解決されるべきものと思ふ。(一九五三・一・七)

(五)

町村財政について問題が多いが、まずその第一歩として解決されなければならないのは平衡交付金制度の下においては財政需要の見方も大切であるが、同時に、臨時経費については、その自己負担分については起債の自由を獲得するにあると思ふ。地方財源として市町村の財源は旧制度に比較すれば有利にはなつてゐるが、その独立税は伸びが少なく、平衡交付金については経費の大部分のみが主として算定されているのである。臨時経費による施設を多く必要とする町村財政の足場が常に浮動していることなることは当然といふのであらう。問題は個々の町村が、個々に陳情請託によつて解決すべきものではなく、町村財政の條理に基く要求として全体的、一般的に解決されるべきものと思ふ。(一九五三・一・七)

平衡交付金制度は国庫補助金の支出形式としては一番、経済的である。日本の場合はあまりに経済的に出来すぎて地方団体の不平等が絶えないという弊であるが、イギリスにおいても同様の弊を採用してゐる。イギリスでは各市町村共に自主独立といふことで、事務の配分もはっきりし、委任事務の形式はない。また国の指揮監督もない。しかし、地方団体の行政内容に一定水準を要求すること、近代の統一国家としては当然のことであつて、この要求を満たすために採用されたのが各種の補助金制度である。イギリスにおいては、国庫補助金が、国と地方の行政のかけ橋であると言われたのはこの理由によるのであるが、要するに地方団体が、国の定める基準に従つて一定の仕事をするのを條件として一定の補助金を支出したのである。イギリスでは十九世紀の初頭以来、この方法によつたので、国庫補助金の種類が非常に多くなり、またその方法によつたとして比例補助金の制度が多く利用されたので国庫負担が重くなつて困ることになつたのである。それで、重要な行政事務、例えば、警察、教育、道路、住宅といつたものについては比例補助金の制度を存続し、その他の補助金は統合して国庫平衡補助金(エキステナティブ・イコノミゼーション・グラント)と改めたのである。(一)国庫平衡補助金の配分方法は日本の平衡交付金の計算方法と比較してはるかに簡単なようであるが、同時に、注意されなければならないのは並行して地方起債について制限がなかつたといふことであらう。戦争後は地方団体が戦争中、実施出来なかつたといふ事業を一時にやり出したので、起債は許可制度になつたといふことであ

自治非難

長野県 上原 一葉
出船静かに明け行く春の海の色
牛乳搾る庭一つばいに初日影
独立の光け濃く初日海を昇る
鶴み声の朝々として歌留多会

宮城県 千葉 徹夫
引揚げて五度の春を又迎う華あ
らねどもわれ生きてあり
歌一つまとまらずして宿直の小
使室にラヂオ終れり

町村の指導者(下)

千葉県香取郡中和村 遠藤 幸一郎

適

威は人を服するを得ても随わしむる事は出来ぬ。理は人を随わしむる事は出来ぬ。なすける事は出来ぬ。なすける事は出来ぬ。...

余程開明な人でも持ち合せの智慧と云うものは知れたものである。

「あの人の考えは何時にも深い如に鋭し高い所から見ての意見を持つてゐる」と人々から仰がれ「何時も柄がつかぬ」と頼らるべきである。

一騎打

一人のために注ぎ涙が無かつたら、大集団を自由自在に指導し得ても芝居にすぎぬ、脱死は「一人(ひとり)は日夜一歩を願ひ盲人は道る事を忘れず」

腹

一人一人に対して、その求むるもの、構める所、裏所を知り、びたりと相談相手になり根柢深く慮り、大所高所より鑑し、涙を以て而も節に中つたる指導、嗚々斯の如き人、一万人、日本の各町村に一人ずつ現れたら。

無爲の治

論語に無爲にして治めるといふことを説き

て居る。無爲にして治むる者はそれ舞なるかそれ何をか為さんや已を恭しくして正しく南面するのみ」と。

無爲にして治めるとか、無爲にして化するとか、漢学者の好きな言葉で徳治が主で法制刑罰は申すべきことと説く、これを簡単に考へて自ら省みてやましくなければ然らんと坐つて居るだけで無爲は働いてくれると思つたらとんでもない。法律も政策も、社会の動向も民生の調々まで、凡そ政治の實に任ずる者は、日夜に苦慮して徹底的に研究しなければならぬ。己を恭しくしてとは、まだ足りない。まだ足りない、自己の意を成しむるの意、そして為政者としての責任と権威とを堂々と保つことを孔子は正南面と説いたのである。

からには穀でも草でも作物のことを思つて居ねばならぬ。栽培に、もつとよい工夫はなすべし、土壌はどよう、肥料はどよう、常に研究を怠つてはならない。然し、そうした努力が皆土の中に委み込んでしまつて流方無く消え去つた時、だまつていても象はすく／＼と伸びてくる。

その準備肥料が無くて、まあ伸び／＼と引つ張つたのでは象が枯れる。肥料は、やつでも土の上に確安が白く固まらなければ、は露の根は之を吸うことが出来ない。二本の本木、一本の本木も皆天地化育の力によるのである。つて、而も天地の力は藍にかくれて「木一草皆自分だけで生い育つてくるように見える。天行息まず、生意あまねく潤わして、而も其迹を止めぬのは天地の天地たる所以であらうが。政治も損傷ばかりでなく根柢を培うことが先決問題である。

摺古木の教訓

あまり固苦しい話ばかりでも飽きがるから少しユーモア的の教訓を書いて見る。越前の永平寺は曹洞宗の本山で吾国でも有数の名刹であるが、その庫裏に何時何人が造

りしか、一寸もある大きな御玉杓子と摺古木の棒が下げてあり其傍に面白く歌が書いてある。その歌は、

曲れども杓子は物を握り直さずくんで、物をつぶす摺古木。歌の意味は杓子は曲つて居るが何程早く物を握りてしまふ。摺古木は真直ぐな物を握りてしまふ。其の上自身も脆し、丁度直ぐな人に譬えた歌だ。此歌を見て、これではあまりにも摺古木が可愛相だと、キリスト教の先生の内村鑑三さんが、別の歌を書いてくれた其歌は、己が身をへらしてつくる味噌汁に多くの人を養ひにけり。こうなると摺古木も単に真直ぐではない「身を殺して仁を成す」と云ふ志士仁人の行為に似て誠に多い存在である。

終戦後の人心は兎角御玉杓子主義に傾き目的の爲には手段を採ばず利さえ得れば成功と心得、仁徳人を救ふと云ふような摺古木式の人は真直ぐと罵り時世知らずと嘲笑したがるが古聖も「上下交々利を征して困危し」と戒めたとより國家の健全なる発達には摺古木式の

仁侯の土が輩出することが望ましい。釈迦、孔子、キリスト、首領者であつて指古木式の人なればこそ救世済民の業が、なし懸けられて後世まで其徳を慕われて居るのである。町村の指導者中一人でも此指古木式の人ならば民風改善の上に大に資益するであらう。身を削り人を救ふすりと木のその味知れる人を奪き、親鸞

見解の相違

昔或処で神官が借債に金を貸していた。いつ迄待つても借債は返さずとしない。そこで神官が立腹して一首の和歌に託して請求した其歌は

拂ひたまひくゞりつ拍手の其音は高天原の利と思はず

歌の意味は貸金を拂え、と手を鳴らして請求するが高天原のような利は、つけなくともよいから元金だけでも拂えよと云うのださうだ。すると坊主もさる者直に返歌をした其歌は

釈迦牟尼は依りの此世と言われたり目蓮尊者と思ひ給えよ

歌の意味は御釈迦様は此世は依りの世(貸し

借りの多い世)だから、もう、くれてしまつて損したも(目蓮尊者のように謙遜心を発して呉れてしまえ)と思ひなさいと云うのださうだ。

此兩者の歌を見るに随分そこに見解の相違の甚しきを見る。兎角人の世は不潔落町村より大は國家に至るまで見解の相違より事件が紛糾する。之を歴史に徴しても明治維新前後の尊王攘夷論と開港論との抗争、日英同盟論と日露協約論の対立、今日の再軍備論に対する資否論等あり何れも見解の相違に起因する。だから指導者は冷静に判断して其綱繩を誤らざるより余智余能を盡すべきである。古人も「群行群止に職見を見る」と

行藏の弁

町村の指導者は行藏の辨と云ふことを心得べきであらう。「行」とは世間に有る有るに現れて行くことをあり、之に対して隠とは東方はあつても無名無位に納つて居ることである。町村で言ひならば、議員と町村長とか肩書を以て出て行つて行くというのが「行」であつて之に対して出ずれば出るだけの東方

は十分にありながら深く藏して、みだりに出ない。無官の帝王(白衣の宰相)を以て任ずるような者が即ち「藏」である。それで農村の農家における生活は何れかと言へば徒に名を欲し位を欲して出て行くというよりは深く藏して容易に出でないという方に原則を置かねばならぬ。

万世の師と仰がれる孔子は其一生の大部分を殊に後半生を全く無位無官の立場に過されたのである。其政治的に無位無官の間において、彼の優れたる道徳の力、學問の力を門人及び之を中心とする當時の社會の教化に用いて行つたのである。

中庸に「君子居身以儉、命小人行險以微、幸」とあるように、此際是非貴賤に出で賣いたいと懸望れで出馬するのが君子、それに反して賈白を散らし選擧運反まで引き起して無理に其位に就かんとする(微、幸)のが小人である。斯ういふ点から見ても何も無理に社會的に表面に出て行くということだけが國家社會に對する唯一の道ではないのである。寧ろ孔子のように「職」の地位に居て社會公共の爲に盡すのも立派な指導者の行いである。

世界情勢

北大西洋條約理事會をめぐりヨーロッパの動き

英國政府は不安定なボンドに筋金を入れることに大膽であるが、チャーチル首相は十二月八日下院で、イギリスの財政的自立を守るために防衛努力を縮小することを明らかにして來のように述べた。

「昨年度のイギリスの国防予算は十四億六千二百萬ポンドに達したが、これと同量の軍事裝備を行つたとインフレによる物價騰貴のため本年は十六億五千萬ポンド、明年は十八億ポンドかかる見込みである。われわれは国防予算が本年よりも大巾に上廻ることは防止せねばならぬ。しかし、この決定は、北大西洋同盟の防衛努力のなかでその役割を十分に果せんとするイギリス政府の決意を顯めることを意味しない。」

またイギリス政府は、十二月十五日から十六日北大西洋條約機構いわゆるNATO理事會が開かれるのを前にして、イギリスの再軍

備計画をさらに大巾に削減する旨を告示した。筋金を同機構に提出したといわれるが、十二月初旬シカゴ・デリー・ニューズ紙のストリンマン記者は、同條約機構から強占的に入手した情報として、イギリス政府はこの筋金のなかで次の諸点を強く主張しているといわれると報じた。

一、戦争の危機は最近急速に薄らいでいる。したがつて、アメリカが大戦突発のものと危険な年として一九五四年を目標に國の經濟を無視した猛烈な軍拡努力を行ふ必要はない。

二、とくに最近アメリカが水素爆彈の突撃に成功して、第二次大戦当時の武器を増産拡充することは時代錯誤にほかならない。

この報道が果してどの程度真相を伝えてい

ると、こんどのNATO理事會の決定には、このような空気が反映しているようにも思われる。

すなわち同理事會は、本年二月のリスボン會議によつて承認された兵力の増加は、一九五二年末までに事実上達成されたと認め、一方、一九五三年の防衛計画については量が増加よりも質の向上に重点を置くことを決定した。また理事會は、北大西洋條約機構の軍事委員會によつて提案された四億二千八百萬ポンドにのぼる一九五三年度の軍事建設計画(空軍基地、レーダー、道路などの建設)を、その約半分の二億三千四百萬ポンドに削減することを決定した。

しかし、こんどの理事會が來年度のヨーロッパの防衛計画について、このよりなきわめて消極的な決定をしたのは、前述のような國際情勢に對する認識によるばかりではなさそうである。もと／＼こんどの理事會は、さる十一月のアメリカ大統領選挙の結果、現民主黨政府が退陣することが明らかになつたときから、中間的な性格のものになることが予想されてきたのである。つまり、西歐諸國と

しては、アメリカの次期共和政府がどの程度
の援助を与えるかが判明するまでは、西歐
諸国の防衛計画もはつきり決められないとい
うわけである。したがって、こんどの理事会
でも、次の理事会を来春できるだけ早くハ
リで開催すること化する一方、そのさいアメ
リカ新大統領と五年度の軍事目標を検討し
るよう新防衛目標の作製を二月中に完了す
ることを北大西洋軍当局者に指令したのである
ことである。

一方、西ドイツでは、ヨーロッパ軍條約の
批准のための手続は、フランスよりはるかに
進んでおり、さる十二月三日西ドイツ
連邦議会でいよいよ批准のための最終討議が
開始された。ところが、翌四日アデナウアー
首相は突然批准の表決を延期する措置を取り
国際間の注目をひいた。これについて、十二
月四日ボンUP電は、「アデナウアー首相は
この延期によって生じた期間中に、連邦憲法
裁判所から西ドイツ再軍備は憲法でないとの
裁定をえようと計画している。首相がこのよ
うな決意を固く抱いた一つの理由は、与
党内に同條約（ヨーロッパ軍條約）と対独平和
取り決めの批准を明年まで延期しようとい
う野党の社会民主党に同調する議員が相当ある
ことが明らかになったからである」と報じた
ことである。

れまで憲法裁判所には、ホイース大統領、ア
ナウアー政府および野党の社民党からそれぞ
れ同條約批准の合憲性の問題について提訴さ
れていたが、政府は、大統領および社民党か
らの裁定要求のどちらよりもさきに、政府側
の「同條約批准は単純多数決で十分であるか」
の問いに対して、政府に有利な見解をもつて
なされている第二評議会をして決定を下させ
ることによって、議会のその立場を有利に
かため、かつ他の二つの裁定要求を事実上無
意味にしてしまふことを企図したものである
といわれる。ところが、憲法裁判所では、政
府側の提訴に優先権を与えることを拒否し、
大統領提訴の分から始めること、および前述
の全体会議の決定を下したため、アデナウアー
政府の企図は完全に挫折するにいたつた。
しかし、事態がこのように重大化したとき
ホイース大統領は、かれの裁決の要求は法的拘
束力を希冀するものではないと述べたとして、
裁決の要求を取り上げる旨を発表した。この
結果、事態は一応アデナウアー政府に緩和の
方向に向つたが、これによつて問題が解決し
たわけではなく、アデナウアー政府はなお相
当の苦境に立つものと予想されている。

地方ニュース

新旧役場建物コンクール

山梨県の北都留郡には、県下百八十六町村
役場のうち代表的な新旧両型の役場が東西両
端村に對立して面白いコントラストを無言に
示している。

モダンで代表的なものは、毎回の選挙に投
票率百%で昨秋六度目の連続表彰（自治庁長
官と全国都道府県選管連合会よりの表彰）
に輝く金岡村にある笹子村の役場で予算三百
万円で二十年後を見越しての設計の下に講和
発効後の元日竣工した壮麗なものである。

これに反して、古い庁舎代表としては、東
京都下奥多摩深谷の奥地に在る榎村、小菅村
役場であつて、明治六年一月五日から同二十
年三月八日まで山梨県第五代の県令を勤続さ
れた藤村繁明氏時代に建造した所謂藤村（と
うせん）式建築である。当時の役場・学校と
いつた榎も町村有公共建築物は一律にこの規格

を要されたものであることが文獻に残され
ているが、同村当局では改築するどころか既
に八十数年の星霜を重ねているので、あと百
年も経てば立派な得難い文化財となるだろう
と、茅葺の屋根にトタンをかぶせても原形だ
けは昔ながらの姿にとこれが極力保全に努
めている。

島根で民生金庫の活動状況調べ

島根県社会福祉課では市町村社会福祉事務
所や民生委員協議会、未亡人会などで運営す
る民生金庫四十五の活動状況を調べたところ
次のような結果が判明した。

要生活保護者が金庫から借りのお金は配給
米代金のやりくりや医療費の立替など、一
世帯五百円から三千円、平均で千円というこ
ろである。期限は一月から二か月で無利
子。また運転資金は最高でも三〇万円、少い
のは五千円しか用意のないところもある。

それでも民生金庫があるのはいい方で県内
全市町村の二割五分に達している。郡によつて
は、数か町村のうち一つしかないところもあ
るので、同課では今年から全市町村の五割に

設置しようと準備を進めている。

眞珠母貝採集復活忙い串本港

「仲をとりもつ巡航船」で有名な串本港は
十四年ぶりにアララ海へ眞珠母貝をとり
出かけるので、採集船作りに正月も忙し
さである。一月中に五〇トン級の木造船十二
隻を作り上げるために近村の船大工を総動員
でトンカンやつているが、漁民たちの思いは
早くも南の海へ飛んでいるという。

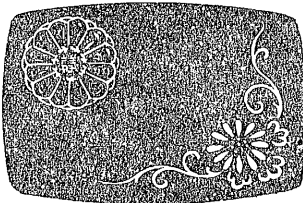
椎茸ホダ柿木の赤松に新きのこ

長崎県北高来郡田村の川下多兵衛さん方
で、シイタケホダの柿木にしていた赤松十数
本にシイタケが親々と芽生しているのを譲早
農高の榎世秀君が発見して、全国でも例の
ないことだと学界に報告することになった。
このシイタケならぬ赤松タケはフシシイタケ
と同型で松タケに似ているが、これを種菌に
すれば赤松の脱脂をしなくともシイタケが栽培
されるという。

檜枝岐村で初めての木作に成功

平家の落武者が住みついたといわれる平和

傳統を誇る
専門製作の
特に
バスマン草
バスマン草
は



バツクル職員用、更
 員用何れも十個以上
 壹個金壹百五十円也

全国市長会全国町村会御指図御用
株式会社
アキバ徽章
 東京九段下電停前
 電話代表九段二六五一

業 1 三十有年 (カッパ、国旗、メダル、細章)

＝町村関係者の宿泊は＝

全国町村会の宿泊部を御利用下さい……

☆ 宿泊維持費の低廉と
 ☆ 親切が本会のモットーです

はじめ申込を願いたいが多数団体については一週間前までに一応御照会願います。

東京都港区芝西久保巴町35
全国町村会宿泊部
 電話芝(43) 1230・3106・4382

増、福島県南会津郡楢枝村は高冷で積雪が多いため、稲の栽培は不可能とされ戦前はソバ、アワ、ヒエなどの雑穀を主食にしていたが、配給制度が始まってから年間一、六〇〇俵の米を移入して食べるようになった。そこで、米の味は捨てたが、全部を移入するのは不便だと昨春初めて「保温苗代」を使って仙台早生、陸羽一三二号、藤沢五号、平井一号などを試作したら、昨秋は反当四一六俵の収穫があった。従って今年の正月は同村開けて七五〇年、初めての「手作り米」を味つたというわけである。

復古調? 軍艦三笠を復元

横須賀の三笠記念館では復古調の波に乗って元軍艦「三笠」の復元に着手することとなり、とり敢えず元軍艦元帥の居室に五三三の遺品、資料などを集め、元日からフタをあけた。記念館は三笠艦の外型がそのまま残っているの、経営者の湘南振興では散らばった資料を集める一方、甲板の一部に「マスト」なども立てて外観も復原、軍印主旗を譲渡するためではなく、もっぱら「文化史料」としての

立場から保存しようとするものである。
一粒米運動で戦犯に餅を送る

七度も重ねた戦後のお正月をほんの形ばかりに過ごしてきた東鳴の戦犯に、戦犯釈放運動を続けて来た健康会がオモチの贈呈を行って正月の気分を醸成させた。

健康会では去る十一月から全国的に行った一粒米運動の結果である六俵を三分して集鳴とモンテンルベ、マヌス島の三戦犯収容所に送った。

おけら市中古品の大安賣

モビル上衣五〇円、革靴一〇円、ワンドース五〇円などはまた格安な「青空市場」が旧ろう、東京都千代田区神田鎌倉河岸神田職安前まで場で開かれた。

これは同所で就労している日雇労働者約二五〇〇名で組織している「おけら会」が歳末にあたり土産会社など関係協会の社員から中古衣料品を放出してもらい、「おけら市」を開いたものである。

阿波の鳴門で眞珠養殖

「阿波の鳴門」を眞珠養殖の名所にしようと、徳島県下の眞珠養殖業者は県水産試験場の指導で、暖かな東海部の海から養殖カイガを鳴門海峡に移して約一年前からテストを続けてきたところ、潮流の激しいことが好影響を身えたものか母カイの成育がよい上に、眞珠の光沢もなかなか見事なので、業者はさらだ大がかりに養殖して、観光客に「眞珠狩り」でもしてもらおうと大いに力を入れている。

昭和二十八年二月廿五日印刷納本
 昭和二十八年二月一日発行
 定価 一部 十五円
 一カ年百八十円(送料共)

発行所 全国町村会

東京都港区芝西久保巴町三五
 電話芝(43) 1230・3106・4382

東京都港区芝西久保巴町三五
 電話芝(43) 1230・3106・4382

印刷所 三恵社印刷所
 東京都港区南船場四丁目一〇
 印刷人 兵衛 勝 秀

自治公論 二月号

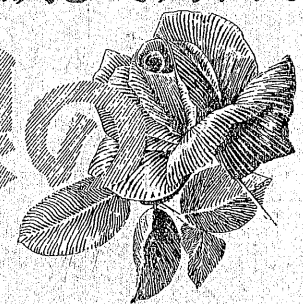
毎月1回1日
昭和23年1月31日
昭和28年1月25日
昭和28年2月1日

第3種郵便物認可
印刷
行 第二十卷 第二号

福德預金

は 下級賞が素晴しく有利な

勸銀



定期預金

割増金つき

一口千円・期間6ヵ月及び1ヵ年・無税・空くじなし

無記名のお扱いも致します

日本勸業銀行

公 信 案

外 務 省

神奈川県の加入
 への加入、加入後における相互の文書、機関紙等の交換、貴会
 会議への参加等に因しては、何等異存がない。
 右回答を致しす。

発信用執務用			
主信	2	1	3
附			
属			
丁			
備考	A3007-1		

縣心六本
 三三三
 三三三

公 信 案	名 件	先付送写	名人信受	管 主	文書課發送日	昭和廿八年三月拾六日
		先付送写	名人信受	任 主	文書課發送日	昭和廿八年三月拾六日
外 務 省	名 件 録 記	先付送写	名人信受	日 附	校 正	(原稿) 列 (浄書)
		先付送写	名人信受	日 附	校 正	(原稿) 列 (浄書)
		先付送写	名人信受	附 属	昭 和	28 年 3 月 11 日 起 草
		先付送写	名人信受	16	89	28.3.13

南西諸島の市町村長会の全国町村会加入に因する件。
 昭和廿八年三月十日付貴会総務部第九六号をもち、昭会
 のあつた、全国琉球市町村長会及び沖縄市町村長会の貴会

都井塔巴西久傳巴外三五番地
 全国町村会長 白鳥義三郎
 南方連絡事務局長

主 了了了局長
 任 主 了了了局長

五 第一四三 号 昭 和 廿 八 年 三 月 拾 六 日
 日 附 附 属 了了了

俵島 了了了局長

文書課長

記帳済

記帳済